

金沢工業大学学則

第1章 目的

(大学の目的)

第1条 金沢工業大学(以下「本学」という。)(は、学校法人金沢工業大学建学綱領に定める本学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法に基づき、工業に関する深い専門的教育を授け、教養と識見の豊かな人材を養成することを目的とするとともに、我が国の工業の発展と地域社会の開発に寄与するものとする。

(自己点検評価及び研修等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命の達成と、学修者本位の教育の実現に向けた教育研究活動等の状況について3つのポリシー(学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)に基づく自己点検・評価、第三者評価並びに積極的な情報公開を通じて授業の内容及び方法の改善と組織的な研修及び研究を行うものとする。

第2章 学部、学科、収容定員及び目的

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学の学部、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

情報デザイン学部	入学定員	収容定員
経営情報学科	60名	240名
環境デザイン創成学科	40名	160名
計	100名	400名
メディア情報学部		
メディア情報学科	140名	560名
心理情報デザイン学科	60名	240名
計	200名	800名
情報理工学部		
情報工学科	120名	480名
知能情報システム学科	120名	480名
ロボティクス学科	80名	320名
計	320名	1,280名
バイオ・化学部		
環境・応用化学科	70名	280名
生命・応用バイオ学科	70名	280名
計	140名	560名
工学部		
機械工学科	120名	480名
先進機械システム工学科	60名	240名
航空宇宙工学科	60名	240名
電気エネルギーシステム工学科	100名	400名
電子情報システム工学科	100名	400名
環境土木工学科	80名	320名
計	520名	2,080名
建築学部		
建築学科	100名	400名
建築デザイン学科	100名	400名
計	200名	800名
合計	1,480名	5,920名

(学部・学科の目的)

第2条の2 第1条の目的にかんがみ、本学の教育目標を「自ら考え行動する技術者の育成」に定め、設置する学部及び学科にあつては、次項から第7項までに定めるところに従い、社会において確かな技術者としての高い倫理観を備えた人材を養成する。

2 情報デザイン学部は、情報技術から社会環境へアプローチするDXやGXを推進し、持続可能な社会や環境の在り方をデザインできる人材を養成する。さらに、工学的・技術的、生活者視点でのアプローチから社会・地域・環境などに関する課題に対して、多様な課題を俯瞰的かつ具体的に捉え直して、合意形成に導けるブランドデザインを描き、実行計画を立案して実施できる人材を養成する。

(1) 経営情報学科は、社会の構成要素である人の多面性に起因する様々な課題、特に工学的・技術的視点だけでは十分には解決できない課題に対して、人・もの・カネ・情報の関係性をもとに本質的な特徴や構造を見抜き、情報技術やデータを活用して課題解決に向けた活動を継続実行できる人材を養成する。

(2) 環境デザイン創成学科は、地域から地球規模に及ぶ様々な課題、特に工学的・技術的視点だけでは十分には解決できない課題に対して、ステークホルダーの背景にある多様な文化・歴史なども含めた深い探究を行い、文理融合と探究の視点から実現可能かつ持続可能な解決策をデザインすることによって、地域の身近な問題を具体的に解決することができる人材、さらには、望ましい社会システムの制度設計ができる人材、様々な環境に関する複合的な課題の解決が可能であるような新しいビジネスをデザインできる人材などを養成する。

3 メディア情報学部は、情報テクノロジーを基盤とし、メディアとデザイン及びアートを融合したコンテンツやサービス及びシステムを創出するメディア情報学とシステム設計、それらを通して人の心のはたらきや感性を科学的に測定・評価するための技術としてデータサイエンスなどの情報技術を用いて、もの・コトづくりへ応用する心理情報学によるアプローチから、人を中心とした社会で希求される新たな価値を創出できる人材を養成する。

(1) メディア情報学科は、情報テクノロジー、メディアとデザイン及びアートを融合したコンテンツやWebサービス、それらを提供するシステムを企画・開発できる人材を養成する。

(2) 心理情報デザイン学科は、心の測定・評価技術、脳における情報処理と神経の仕組みから心のはたらきを学び、デザインと感性の観点から、もの・コトづくりや臨床場面に応用できる人材を養成する。

4 情報理工学部は、コンピュータサイエンスを基盤とした情報工学、AI(人工知能)・データサイエンス・数理工学を基盤とした知能情報システム、加えて情報工学と知能情報システムを活用しながら、もの・コトづくりを実現するロボティクスを幅広く学び、高度情報化社会を支えさらに発展させることができる人材を養成する。

(1) 情報工学科は、コンピュータサイエンスを十分に理解した上で、ハードウェア・ソフトウェアの技術やネットワーク関連技術等を探究・活用し、それらの技術を応用することで高度情報化社会を支え発展させる人材を養成する。

(2) 知能情報システム学科は、AI(人工知能)・データサイエンス・数理

工学を基盤とした知能情報システムに関する技術を探求・活用し、人と知的な情報システムが共存する高度情報化社会の実現に寄与できる人材を養成する。

(3) ロボティクス学科は、情報技術からものづくり技術まで総合的に修得し、制御技術やAI技術を活用できるロボティクス技術者として、分野横断的に高度情報化社会において活躍できる人材を養成する。

5 バイオ・化学部は、生命科学、生命情報、バイオテクノロジー、地球環境、人間環境、機能素材などを基盤とした新しい産業分野を支え、その未来を切り拓くことができる人材を養成する。

(1) 環境・応用化学科は、環境化学及び有機・バイオ物質化学と無機物質化学とを融合した機能化学の分野において、持続成長可能な未来を切り拓いていくことができる人材を養成する。

(2) 生命・応用バイオ学科は、生命情報、生命科学及びバイオ工学を基盤とした新しい産業構造を支える人材を養成する。

6 工学部は、機械・電気電子・土木の基盤と技術をそれぞれ学び、情報技術(DX)の活用方法を修得し、脱炭素社会への実現(GX)を目指し、カーボンニュートラルを実現できる、これからのものづくり人材を養成する。

(1) 機械工学科は、ものづくりの基盤となる機械工学・材料工学・機械設計分野を中心とする産業において、グリーン社会の実現に貢献できるものづくり人材を養成する。

(2) 先進機械システム工学科は、機械工学と材料力学、流体力学、熱力学、機械設計等の基礎を学び、情報技術(DX)を活用して、新しい生産システム技術、加工プロセス技術等、スマートな生産システムと先進的な製造技術を開発できる人材を養成する。

(3) 航空宇宙工学科は、機械系技術者として、航空宇宙工学に係わる分野において活躍できる人材を養成する。

(4) 電気エネルギーシステム工学科は、社会を支える電気、エネルギー分野において、電気工学を基盤とした脱炭素社会の実現(GX)のため、電気の基礎から応用、さらに発電・送電技術から電気機器開発に至る過程で、情報技術(DX)が活用できる人材を養成する。

(5) 電子情報システム工学科は、カーボンニュートラルの実現に向けたエレクトロニクス分野において、電子工学及び情報通信工学を基盤とした脱炭素社会の実現(GX)のため、通信・電波技術の基礎から応用、さらに半導体エレクトロニクス分野で活躍できる人材を養成する。

(6) 環境土木工学科は、地域から国土に至る環境を構築し、市民生活の持続的な発展を創造できる人材を養成する。

7 建築学部は、インテリア・住居から都市スケールまでを対象に、地域特性を踏まえ、安全で快適かつ持続可能な建築・都市空間を計画・提案できる人材を養成する。

(1) 建築学科は、安全で快適な構造を追求した建築や都市を計画し、建築DXの活用と持続可能な社会の実現(GX)を目指して、人と建築、建築と環境・社会との調和と共生に貢献できる人材を養成する。

(2) 建築デザイン学科は、美しく機能的なデザインを追求した建築や都市を計画し、建築DXの活用と持続可能な社会の実現(GX)を目指して、人と建築、建築と環境・社会との調和と共生に貢献できる人材を養成する。

第3章 教職員組織

(教職員)

第3条 本学には学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員を置き、すべての教職員が協働するものとする。

2 本学には前項のほか、副学長、基礎教育部長、学長補佐、その他必要な教職員を置くことができる。

3 学長は、学務を統括し、教員の服務についてこれを統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて学務をつかさどる。

5 学部長は、学部に関する学務を掌理する。

6 基礎教育部長は、第17条に定める修学基礎教育課程、英語教育課程、数理・データサイエンス・AI教育課程及びプロジェクトデザイン基礎教育課程に属する教員をもって組織する基礎教育部に関する学務を掌理する。

7 学長補佐は、学長から依頼された業務をつかさどる。

8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

11 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

12 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

13 事務局長は、学長を補佐し、学務に関する事務を統理する。

14 事務職員は、事務局長の命を受けて事務を行う。

(教育研究会議)

第4条 本学に教育研究の重要事項を審議する機関として教育研究会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長、基礎教育部長、研究科長、学長補佐、その他の重要な教育研究組織の長又はこれに準ずる者のうちから、学長が指名する者
- (4) その他学長が指名する職員

3 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育研究の質の向上に係る基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他教育研究に係る重要な規則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教学マネジメントに関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査及び教員人事に関する事項
- (5) 学位授与の方針に関する事項
- (6) 教育課程の編成・実施の方針に関する事項
- (7) 入学者受け入れの方針に関する事項
- (8) 卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針に関する事項
- (9) 学生の厚生及び補導に関する方針に係る事項

- (10) 教育研究の状況について、本学が行う点検及び評価に関する事項
- (11) 理事会から付議又は諮問された事項
- (12) その他学長が必要と認める事項
- 4 会議の運営については、別に定める金沢工業大学教育研究会議運営規則による。
- (教授会)
- 第4条の2 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、本学の専任教授の全員をもって構成する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会の運営については、別に定める金沢工業大学教授会運営規則による。
- 第4条の3 削 除

第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

- (修業年限及び在学期間等)
- 第5条 学部 学部の修業年限は、4年とする。
- 2 在学期間は、8年を超えてはならない。
- 3 現に学部 に在籍する者は、その間、他の大学、大学院等に在籍することはできない。
- (学年及び学期)
- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年は、次の2学期に分ける。
- 前学期 4月1日から9月30日まで
- 後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。
- 4 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。
- 5 学長は、自然災害や感染症等のやむを得ない事由により長期にわたり授業の実施が困難な場合は、授業実施日等を臨時に変更することができる。
- (休業日)
- 第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要あるときは、学長は臨時に休業日を設けることができる。
- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 創立記念日 6月1日
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業
- 2 前項の第3号から第5号の休業日については、学年暦により定める。

- 3 前各項の休業日については、学長は臨時に変更することができる。

第5章 入学、休学、転学部・転学科、留学、退学及び除籍

- (入学の時期)
- 第8条 入学の時期は、学年の始めとする。
- (入学の資格)
- 第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより、前2号と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者
- (入学出願及び入学者の選考)
- 第10条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類と検定料を添えて、所定の期間内に学長に願い出なければならない。
- 2 前項の入学志願者については、入学者受け入れの方針に基づき別に定めるところにより選考を行う。
- (再入学及び編入学)
- 第11条 本学に再入学又は編入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。
- 2 前項の再入学及び編入学については、別に定める金沢工業大学再入学及び編入学に関する規則による。
- (入学許可)
- 第12条 合格の通知を受けた者は、指定された期日までに入学金を納入しなければならない。
- 2 学長は、入学金の納入を完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書及びその他所定の書類を提出しなければならない。
- (休学及び復学)
- 第13条 病気その他やむを得ない理由により、修学を中断しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学は学期単位とし、休学しようとする者は、学期ごとに理由を付して学長に願い出なければならない。
- 3 休学期間は、通算して2学期間を超えることはできない。ただし、特別な理由により学長が許可した場合はこの限りでないが、通算して6学期間を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 学長は、特殊な病気又はその他の理由によって、修学することが適当でないと認められる者には、休学を命ずることができる。
- 6 休学期間が満了した者は、学長の許可を得て復学することができる。
- 7 休学及び復学の取扱いについては、別に定める休学・復学の手続に関する規程による。

- 第14条 削 除

- (転学部・転学科)
- 第14条の2 所属学部、学科から他の学部、学科又は同一学部の他の学科へ転学部、転学科を志願する者があるときは、学長は、選考の上、相当年次に転学部、転学科を許可することができる。
- 2 前項の転学部及び転学科については、別に定める金沢工業大学転学部・転学科に関する規程による。
- (留学)
- 第14条の3 外国の大学へ留学を志願する者は、本学が教育上有益と認めたときに限り、休学することなく、留学することができる。
- 2 前項による留学に関する必要な事項は、別に定める金沢工業大学派遣留学規程による。
- (退学)
- 第15条 退学しようとする者は、理由を付して学長に許可を願い出なければならない。
- (除籍)
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する学生は除籍する。
- (1) 第27条に定める学校納入金を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (2) 第5条第2項に定める在学期間を超えた者及び同条第3項の定めに従わない者
- (3) 病気又はその他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第13条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (5) 休学期間満了の後、所定の手続をしない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 教育課程

- (教育課程の編成)
- 第17条 本学の教育課程は、修学基礎教育課程、英語教育課程、数理・データサイエンス・AI教育課程、プロジェクトデザイン基礎教育課程、専門教育課程及び国際教養理工学課程に分け編成する。
- (科目区分の構成)
- 第17条の2 本学の授業科目は、修学基礎教育課程から提供する「修学基礎科目」「人間形成基礎科目」、英語教育課程から提供する「英語科目」、数理・データサイエンス・AI教育課程から提供する「数理基礎科目」、プロジェクトデザイン基礎教育課程から提供する「基礎プロジェクト科目」、専門教育課程から提供する「専門科目」「専門プロジェクト科目」及び「その他」、並びに前記の全ての教育課程及び国際教養理工学課程から提供する「リベラルアーツ系科目」をもって構成する。
- (授業科目の区分及び教育課程表)
- 第18条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、原則として全学年にわたって配列するものとする。
- 2 授業科目の単位数と週授業時間数は、別表第1の教育課程表にこれを掲げる。
- (教育職員免許状)
- 第18条の2 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法に基づき、別表第2の教職に関する科目を置く。
- 2 各学部の学科において教育職員免許法及び同法施行規則に定める

所要の単位を修得すれば、それぞれ次の教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。		
学部	学科	教育職員免許状の種類及び教科
情報デザイン学部	経営情報学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)
	環境デザイン創成学科	高等学校教諭一種免許状(情報)
メディア情報学部	メディア情報学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(情報)
	心理情報デザイン学科	高等学校教諭一種免許状(情報)
情報理工学部	情報工学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(数学)
		高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(数学)
	知能情報システム学科	高等学校教諭一種免許状(情報) 中学校教諭一種免許状(数学)
		高等学校教諭一種免許状(工業)
バイオ・化学部	環境・応用化学学科	高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(理科)
		高等学校教諭一種免許状(工業) 高等学校教諭一種免許状(理科) 中学校教諭一種免許状(理科)
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	先進機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	航空宇宙工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	電気エネルギーシステム工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	電子情報システム工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
建築学部	環境土木工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	建築学科	高等学校教諭一種免許状(工業)
	建築デザイン学科	高等学校教諭一種免許状(工業)

第7章 履修及び単位

- (履修要件)
- 第19条 授業科目の履修については、第17条の2に定める各課程に提供される次の各号に示す科目区分ごとに所定の単位数を履修し、全ての必修科目を含め、124単位以上を修得しなければならない。
- (1) 修学基礎科目については、4単位
- (2) 人間形成基礎科目については、9単位
- (3) 英語科目については、8単位
- (4) 数理基礎科目については、11単位
- (5) 基礎プロジェクト科目については、10単位
- (6) 専門科目については、60単位
- (7) 専門プロジェクト科目については、10単位
- (8) リベラルアーツ系科目については、12単位
- (単位計算の基準)
- 第20条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 各授業科目の授業は、15週の期間にわたって行われるものとする。

る。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。

(履修方法)

第21条 学生は、授業時間割等により、各自の履修すべき科目を定め、指定された期間内に、所定の履修申請手続により履修許可を得なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第21条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が各年次にわたり適切に授業科目を履修することができるようにするため、1年間又は1学期に登録することができる履修科目の単位数(以下「登録単位数」という。)の上限は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、優れた成績をもつて単位を修得した学生等については、別に定めるところに従い、登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項について必要な事項は、別に定める履修科目の登録の上限に関する規程による。

第22条 削 除

(大学院科目の履修)

第22条の2 学生は、必要に応じ許可を得て金沢工業大学大学院修士課程及び博士前期課程の授業科目(以下「大学院科目」という。)を履修することができる。

2 履修することができる大学院科目は、金沢工業大学大学院学則第22条に定める別表(1)の関係科目とする。ただし、関係科目に含まれる科目であっても、履修することができる科目を制限することがある。

3 大学院科目の履修を許可された学生は、金沢工業大学大学院において科目履修学部生という。

4 科目履修学部生として修得した大学院科目の単位は、卒業に必要な単位数に含めない。

(教室等以外の場所での履修)

第22条の3 第20条に定める講義、演習、実験、実習及び実技による授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業方法により修得する単位は、60単位を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

第8章 成績評価及び単位認定
(成績評価)

第23条 成績は、100点を満点とする総合評価点数により評価するものとし、総合評価点数と評語の対応及び判定は、別表第4のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、成績の評価を前項の規定により行うことが適当でない授業科目については、成績の評価を合格及び不合格の判定のみで行うものとし、この場合において、合格は合、不合格は否の評語を用いることができるものとする。

3 第24条の2、第24条の3及び第24条の4の規定により単位を認定された場合の成績の評語はNとする。

(単位認定)

第24条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の修了を認め、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修並びに本学が認める語学学校での学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、再入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第9章 卒業
(卒業要件及び学士の学位)

第25条 本学を卒業するには、学位授与の方針を満たすために、4年在学し、かつ、第19条に定める単位を修得し、人間と自然科目に合格をしなければならない。

2 前項の卒業要件を満たした者には、教授会の意見を聴いて、学長が学士の学位を授与する。

3 前項の学位には、学部ごとに次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

情報デザイン学部	学士(情報)
メディア情報学部	学士(情報)
情報理工学部	学士(工学)又は学士(理工学)
バイオ・化学部	学士(理工学)
工学部	学士(工学)

建築学部	学士(工学)
------	--------

4 前2項の学位及び学位の授与については、本学則のほか、別に定める金沢工業大学学位規則による。

(早期卒業)

第25条の2 本学に3年以上在学(学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。)し、卒業の要件として学部のでめる単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者について、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認めることができる。

2 前項の早期卒業に関する事項は、別に定める。

第10章 修学規程
(修学規程)

第26条 教育課程、履修と単位、成績評価と単位認定及び卒業等については、本学則で定めるほか、金沢工業大学修学規程の定めるところによる。

第11章 検定料、入学金及び授業料等学校納入金
(学校納入金)

第27条 本学則において学校納入金とは、検定料、入学金、授業料、履修料及び在籍料をいう。

2 本学則に定めるもののほか、学校納入金の取扱いについては、学校法人金沢工業大学学校納入金収納取扱規程の定めるところによる。

(検定料)

第28条 入学を志願する者の検定料は、3万円とする。ただし、本学の入学試験を複数回にわたり受験する場合にあつては、検定料を一部減額することがある。

2 前項の規定にかかわらず、大学入学共通テストを利用し入学を志願する者の検定料は、2千円とする。

(入学金)

第29条 入学金は、別表第7に掲げるとおりとする。

(授業料及び在籍料)

第30条 授業料は、別表第5に掲げるとおりとし、在学する学期に該当する額を、第6条第2項に規定する学年の学期ごとに、次に定める期日までに納入しなければならない。ただし、前学期分の納入時に年額を一括して納入することができる。

前学期	4月1日
後学期	10月1日

2 休学を認められた者の当該休学期間に相当する学期の授業料は、これを徴収しない。ただし、休学期間に相当する学期の在籍料を納入しなければならない。

3 在籍料は1学期につき3万円とする。

4 休学した者が復学するときの授業料は、その者の入学時に定められた当該学期の授業料の額とする。

第31条 削 除

(学校納入金の返還)

第32条 納入された全ての学校納入金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、

当該授業料を返還する。

(1) 入学を許可された者が、所定の手続により3月31日までに入学辞退を申し出、かつ既に授業料を納入している場合

(2) 休学を認められた者が、休学する学期の授業料を既に納入している場合

(3) 退学又は除籍となった者が、在籍しない学期の授業料を既に納入している場合

(4) 年度の途中で卒業を認定された者が、在籍しない学期の授業料を既に納入している場合

(特別の場合の学校納入金)

第33条 学期の途中での退学又は除籍となった者の当該学期の授業料は、これを徴収する。

2 協定校との交換留学が認められた者の留学期間中の学校納入金は、当該協定校との協定に基づき取り扱うものとする。

3 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

4 災害により経済的に修学が困難となった学生に対しては、別に定めるところに基づき授業料を減免することができる。

第12章 削 除
第34条～第44条 削 除

第13章 大学院、図書館及び研究所
(大学院)

第45条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(図書館、研究所及び付属施設)

第45条の2 本学に図書館、研究所及びその他教育研究に必要な施設を置く。

2 図書館、研究所及びその他教育研究に必要な施設については、別に定める。

第14章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び社会人共学者
(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者が、特定の授業科目について履修することを希望するときは、本学の教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生のうち、履修する授業科目について単位の取得を希望しない者を聴講生という。

3 科目等履修生について必要な事項は、金沢工業大学科目等履修生規程に定めるところによる。

(特別聴講学生)

第46条の2 本学の学生以外の者が、協定等に基づき特定の授業科目について履修することを希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関する取扱いその他必要な事項については、当該協定又は関係諸規則等の定めるところによる。

金沢工業大学修学規程

- (研究生)

第47条 本学の学生以外の者が、本学において、特定の専門事項について研究することを希望するときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、金沢工業大学研究生規程に定めるところによる。

(外国人留学生)

第48条 外国人であって、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を希望するときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、金沢工業大学外国人留学生規程に定めるところによる。

(社会人共学者)

第49条 本学の学生以外の者で、科目担当者又は企業等から推薦された者が特定の授業科目について参加することを希望するときは、選考の上、社会人共学者として受け入れることができる。

2 社会人共学者について必要な事項は、金沢工業大学社会人共学者規程に定めるところによる。

3 社会人共学者のうち、履修する授業科目について単位の取得を希望する者は、金沢工業大学科目等履修生規程に定めるところによる。

第50条 削 除

第51条 削 除

第52条 削 除
- 第15章 賞罰**

(表彰)

第53条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者について表彰する。

(懲戒)

第54条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者について懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学に処するものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがない者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 第16章 公開講座**

(公開講座)

第55条 本学に公開講座を開講することができる。
- 附 則**

1 この学則は昭和40年4月1日から施行する。

2 この学則改正条項は昭和42年4月1日から施行する。
(3～56は省略する)

57 この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

58 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- (趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則(以下「学則」という。)第26条の規定に基づき、修学に関して必要な事項を定める。

第2条 削 除

第2条の2 削 除
(授業時間割)

第3条 授業時間割は、毎学期の始めに発表する。
(授業科目の履修)

第4条 授業科目を履修しようとする者は、所定の手続により、指定された期日までに履修の申請を行ない、当該授業科目についての履修の許可を得なければならない。不合格その他の理由により、再度同じ授業科目を履修するときも同様とする。

2 一の授業科目について、予定する人数を超える履修の申請があった場合は、履修許可を制限することがある。

3 学則別表第1教育課程表において上位学年に配当されている授業科目は履修することができない。ただし、前の学期までの累積GPAが3.00以上の者は、教務部長の許可を得て履修することができる。

4 他の学科の専門教育課程(専門プロジェクト科目は除く。)の授業科目の履修を希望するときは、当該授業科目の担当教員の許可がある場合に限り履修の申請を行うことができる。

5 履修の申請は、既に単位を修得した授業科目についても行うことができる。ただし、履修を許可された時点で当該授業科目についての既修得単位と成績評価は取り消される。
(大学院授業科目の履修)

第4条の2 学則第22条の2に基づく大学院科目(各専攻の関係科目及び専攻共通科目)の履修は、プロジェクトデザインⅢの指導教員が認めたものに限り履修することができる。

2 大学院科目の履修を希望する者は、所定の手続により、指定の期日までにプロジェクトデザインⅢの指導教員の承認を得て履修申請を行わなければならない。ただし、当該授業科目に予定する人数を超える履修の申請があった場合は、履修の許可を制限することがある。

3 履修することができる大学院科目は、16単位以内とする。

4 大学院科目の単位を修得した者が、金沢工業大学大学院修士課程又は博士前期課程に進学したときは、所定の手続により、当該大学院科目の単位の全部又は一部について、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
(進級)

第4条の3 別表第1に掲げる進級条件を満たさない者は、現年次に留めおく。

2 別表第1に掲げる修得単位数には、学則別表第1教育課程表の専門教育課程「その他」及び学則別表第2教職に関する科目の単位は含まない。

3 4年次に進級できない者は、再度「専門ゼミ」を履修しなければならない。

第5条 削 除

第5条の2 削 除
(出席)

第6条 学生は、授業に出席するときは、常に学生証を携帯しなければならない。
- 2 次の各号による欠席は、公認された事由による欠席(以下「公認欠席」という。)として出席とみなす。

(1) 忌引
 父母：7日間
 祖父母又は兄弟姉妹：3日間
 おじおば：1日間

(2) 就職活動

(3) 対外試合又は行事などへの参加

(4) 学校保健安全法に定める伝染病

(5) 公共交通機関の途絶及び遅延

(6) 教育職員免許状取得のための実習などへの参加

(7) 学協会等での成果発表

(8) その他学長が認めた事由

3 公認欠席の取扱いについて必要な事項は、別に定める公認された事由による欠席の取扱いに関する内規による。

4 公認欠席を認められた者は、当該授業科目の成績評価に係る試験・課題その他について配慮される。
(成績評価)

第7条 学則第23条に定める成績の評価は、授業回数の3分の2以上出席した者について行う。ただし、専門教育課程の「プロジェクトデザインⅢ」と修学基礎教育課程の人間と自然科目を除く。

2 学則第23条第1項に定める総合評価点数は、学習支援計画書に示す基準と別表第3により算出する。

3 修学基礎教育課程の「生涯スポーツ演習」については、金沢工業大学学友会体育部会のクラブに所属する者の部活動の成果を成績の評価対象とすることができる。

第8条 削 除
(リベラルアーツ系科目、指定放送大学科目及び特別科目の取扱い)

第9条 指定放送大学科目の履修により修得した単位は、学則第24条の2第1項の規定に基づき、リベラルアーツ系科目の「文理横断」の単位として認定する。

2 特別科目として、修学基礎教育課程に生涯学習特別科目、英語教育課程に外国語特別科目、数理・データサイエンス・AI教育課程に数理特別科目、プロジェクトデザイン基礎教育課程にプロジェクトデザイン特別科目、各専門教育課程に専門教養特別科目、国際教養理工学課程に国際教養理工学特別科目を配置することができる。なお、単位数及び開講時期は教授会の審議を経て学長が定める。
(英語教育課程の英語・上級科目及び日本語教育科目の取扱い)

第9条の2 英語教育課程の英語・上級科目及びその他の日本語教育科目は、学則第48条に定める外国人留学生又は学長が認める学生に限り履修することができるものとする。

2 日本語教育科目の履修により修得した単位は、学則第19条第3号の履修要件に該当する単位として認めることができる。当該授業科目と単位数は、別表第4のとおりとする。

3 英語・上級科目の履修により修得した単位は、学則第19条第3号の履修要件に該当する単位として認めることができる。
(人間と自然科目の取扱い)

第9条の3 人間形成の重要性にかんがみ、学生は卒業までに人間と自

履修科目の登録の上限に関する規程



(趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則第21条の2第3項に基づき、金沢工業大学の卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に登録することができる履修科目の単位数(以下「登録単位数」という。)の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(登録単位数の上限)

第2条 登録単位数の上限は、1年間において48単位、1学期において24単位とする。

2 次の各号に掲げるものについては、登録単位数の上限から除くものとする。

- (1)教職に関する科目
- (2)専門教育課程のその他の科目
- (3)春期休業中又は夏期休業中に開講する集中講義科目
- (4)学長が認めた科目

(登録単位数の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の者は教務部長の許可を得て登録単位数の上限を超えて履修科目の登録をすることができる。

- (1)履修科目を登録する時点での累積GPAポイントが3.00以上の者
 - (2)相当な理由により、学長が特に認めた者
- (許可の願い出)

第4条 登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を希望する者は、所定の書類により、指定された期日までに教務部長に願い出なければならない。

(許可の通知)

第5条 教務部長は、登録単位数の上限を超えて登録することができる履修科目を決定し、当該願出者に通知する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- (2は省略する)
- 3 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

別表第5(卒業に必要な最低単位数)(第12条関係)

課程区分	科目区分	科目群	卒業に必要な 最低単位数
修学基礎教育課程	修学基礎科目	修学基礎	4
		人間形成基礎	7
	人間形成基礎科目	生涯スポーツ	2
		人間と自然	－
英語教育課程	英語科目	英語	8
数理・データサイエンス・AI教育課程	数理基礎科目	数理基礎	11
プロジェクトデザイン基礎教育課程	基礎プロジェクト科目	基礎プロジェクト	10
専門教育課程	専門科目	専門	60
	専門プロジェクト科目	専門プロジェクト	10
(全課程から提供)	リベラルアーツ系科目	文理横断	12
		専門探究	
合計			124

別表第6(GPA算出に係る評語とその評価ポイント)(第16条関係)

評語	評価ポイント
S(秀)	4ポイント
A(優)	3ポイント
B(良)	2ポイント
C(可)	1ポイント
D(成績不良)、F(出席不良等)	0ポイント
N(認定)、合(合格)、否(不合格)	対象外

附 則

- 1 この規程施行に必要な内容は別にこれを定める。
- 2 この規程は昭和40年4月1日から施行する。

(3～43は省略する)

44 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

45 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

46 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

47 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年3月31日に現に在学する者については、なお従前の例による。

48 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

49 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表第1(進級条件)(第4条の3関係)

年次	進級条件
2年次	1年次に1年以上在学し、かつ、修得単位数が30単位以上であること。
3年次	2年次に1年以上在学し、かつ、修得単位数が62単位以上であること。
4年次	3年次に1年以上在学し、かつ、「専門ゼミ」を含む修得単位数が110単位以上であること。

「〇年次に1年以上」とは、当該年次の前学期と後学期に履修歴があることとする。

別表第2 削 除

別表第3(成績評価)(第7条関係)

評価項目	総合評価割合	評価項目点数	総合評価点数
試験	学習支援計画書に示す基準 ただし、試験は40%以下とする。	各評価項目を100点満点で評価した点数	評価項目点数に総合評価割合を乗じた点数
クイズ・小テスト			
レポート			
成果発表(口頭・実技)			
作品			
ポートフォリオ	100%	－	100点
その他			
合計	100%	－	100点

別表第4(日本語教育科目)(第9条の2関係)

授業科目	単位数
Japanese Communication 1	4
Japanese Communication 2	4
Japanese Communication 3	4
Japanese Seminar	4
College Japanese 1	2
College Japanese 2	2
Japanese for Science and Technology 1	2
Japanese for Science and Technology 2	2
Japanese Basics 1	2
Japanese Basics 2	2
Japanese Basics 3	2

然科目を履修し、かつ、合格しなければならない。

- 2 人間と自然科目の成績評価は、合格又は不合格の判定のみで行うものとし、単位の付与は行わない。

第10条 削 除

第11条 削 除

(卒業に必要な最低単位数)

第12条 学則第19条に定めるそれぞれの科目区分ごとの履修要件について、科目区分及び科目群ごとの卒業に必要な最低単位数は、別表第5のとおりとする。

2 別表第5に掲げる卒業に必要な最低単位数には、学則別表第1教育課程表の必修科目及び選択必修科目の単位が含まれていなければならない。

3 別表第5に掲げる専門教育課程における卒業に必要な最低単位数は、所属する学科の授業科目の履修により修得していなければならない。

4 リベラルアーツ系科目の12単位については、科目群「文理横断」と「専門探究」から合計12単位を修得していなければならない。

第13条 削 除

(他の学科の専門教育課程の授業科目の履修により修得した単位)

第14条 他の学科の専門教育課程の授業科目の履修により修得した単位は、リベラルアーツ系科目における「専門探究」の単位として卒業に必要な単位数に算入する。ただし、学則別表第1教育課程表の専門教育課程「その他」の科目の単位は除く。

(授業科目の開講)

第15条 授業科目のうち、履修申請者数が15名に満たない選択科目(学則第18条の2に定める教職に関する科目を除く。)については、開講しないことができる。

(GPA)

第16条 成績の客観的評価を示す指標としてグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)を用いる。

2 GPAは、学則第23条に定める個々の科目の成績評価に基づき、全履修科目における1単位当たりの評価ポイントの平均値を表す。評語とその評価ポイントは別表第6のとおりとする。

3 GPAの算出方法は次のとおりとする。

GPA=(評価ポイント×単位数)の総和／履修科目の総単位数

4 第2項の規定にかかわらず、評語が「合」「否」「N」評価の科目、学則別表第1教育課程表の専門教育課程「その他」及び学則別表第2教職に関する科目はGPA算出の対象外とする。

(正課学修ポイント)

第17条 正課授業における学修の積分値として正課学修ポイントを用いる。

2 正課学修ポイントは「GPA×修得単位数」で算出され、「修得単位数」には「合」「否」で成績を判定する科目及び認定科目(成績評価が「N」の科目)の単位も含める。ただし、進級や卒業に必要な単位数に含まれない科目は含まない。

3 正課学修ポイントは学長表彰、大学院進学時の特待生等の選考に用いることができる。

大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則第24条の3に基づき、金沢工業大学(以下「本学」という。)の学生が行う大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関して必要な事項を定める。

(学修単位の認定)

第2条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修並びに本学が認める語学学校での学修を本学における授業科目の履修とみなし、この規程の定めるところにより単位(以下「学修単位」という。)を与えることができる。

2 前項により単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数は別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

3 別表は、教務部委員会及び教育研究会議の審議を経て、学長が決定する。

(単位認定の願出)

第3条 本学において学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに次の各号の書類を付して学長に願い出なければならない。

- (1) 学修単位認定申請書(別紙様式)
- (2) 学修の成果を証明する書類(級数又はスコアを含む。)

(単位付与の決定)

第4条 前条による願い出があったときは、学長は、教務部委員会による審査を経て、単位付与を決定する。

2 単位認定の可否については、教務部委員会で決定し、速やかに教授会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、各種検定試験合格による授業科目の単位認定の取扱いに関する規程(平成13年12月14日施行)は廃止する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

入学年度、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数 別表1 TOEIC、TOEFL及びIELTSによる学修の認定基準等

入学年度	認定基準			対応する本学の授業科目	単位数
	TOEIC ^{※1}	TOEFL ^{※2}	IELTS ^{※3}		
平成28年度～ 令和元年度入学生	470点以上	=	=	イングリッシュトピックスI イングリッシュトピックスII	4
令和2年度～ 令和5年度入学生	600点以上	=	=	インテンシブイングリッシュ(注)	2
令和6年度以降 入学生	600点以上	70点以上	5.5点以上	インテンシブイングリッシュ(注)	2

※1:TOEIC[®]Listening & Reading Testによる英語能力の成果に係る学修(主催:国際ビジネスコミュニケーション協会)

※2:Test of English as a Foreign Languageによる英語能力の成果に係る学修(主催:ETS Japan合同会社)

※3:International English Language Testing Systemによる英語能力の成果に係る学修(主催:日本英語検定協会)

(注)3, 4年次生については、卒業に必要な最低単位数における英語8単位を修得していない者は申請できない。

別表2 語学学校による学修の認定基準等

入学年度	認定基準		対応する本学の授業科目	単位数
	ELTU ^{※4}	EF ^{※5}		
令和2年度～	C評価以上	C評価以上	インテンシブイングリッシュ	2

※4:ELTU(レスター大学付属の語学学校)が提供する英語研修プログラムの評価

※5:EF(Education First Ltd)が提供する英語研修プログラムの評価

別表3 国家資格による学修の認定基準等

入学年度	認定資格名称	対応する本学の授業科目 (電気エネルギーシステム 工学科、電子情報システム工 学科の所属学生のみとする)	単位数
令和7年度～	第一種・第二種・第三種 電気主任技術者試験 ^{※6} (試験合格または 理論科目合格)	電気数学I	2
		電気回路基礎	2
		電気回路I	2
		電子回路I	4
	第一種・第二種電気 工事士試験 ^{※7} (技能試験合格)	電気数学I	2
		電気回路基礎	2

(対象学科:電気エネルギーシステム工学科、電子情報システム工学科)

※6:電気主任技術者試験は電気事業法に基づく国家試験

※7:電気工事士試験は電気工事士法に基づく国家試験

指定放送大学科目の取扱要領

(目的)

1 この取扱要領は、金沢工業大学修学規程(以下「修学規程」という。)第9条の規定に基づく指定放送大学科目の取扱いについて定める。

(協定書の締結)

2 単位互換の実施に当たっては、放送大学との協議に基づき、協定書及びその覚書を締結するものとする。

(指定放送大学科目)

3 放送大学が開講する科目のうち、金沢工業大学(以下「本学」という。)が指定する授業科目は、別に定める。

(受入れ学生数)

4 放送大学が受け入れる本学学生の数、放送大学との協議により定める。

(学生の身分)

5 単位互換の協定により放送大学の授業科目を履修する本学の学生は、放送大学の「特別聴講学生」として受け入れられるものとする。

(出願手続)

6 放送大学への出願手続は、放送大学が定める手続・様式により行い、本学大学事務局学務部教務課で取りまとめて、放送大学へ提出する。

(受講料)

7 指定放送大学科目を履修するに当たっての受講料については、次のとおりとする。

- (1) 学生は、所定の手続により受講料(放送大学授業料)を負担するものとする。ただし、指定放送大学科目のうち1科目分については、本学が負担する。
- (2) 受講料については放送大学に規定する金額を納入するものとする。
- (3) 納入された受講料は放送大学への手続が完了したのちは返還しない。

8 削 除

附 則

1 この取扱要領は、平成4年4月1日から施行する。ただし、7及び8のただし書きについては、平成3年度以前入学生には適用しない。

(2～8は省略する)

9 この取扱要領は、令和2年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学再入学及び編入学に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢工業大学学則(以下「本学学則」という。)第11条第2項の規定に基づき、再入学及び編入学に関して必要な事項を定める。

(再入学資格)

第2条 金沢工業大学(以下「本学」という。)に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学を中途退学した者。ただし、懲戒による退学者は除く。

(編入学資格)

第3条 本学に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業した者
- (2) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願する者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の定めるところにより、前2号と同等以上の学力があると認められた者

(時期)

第4条 再入学及び編入学の時期は、毎学年の始めとする。

(出願)

第5条 再入学又は編入学を志願する者は、入学願書に所定の書類と検定料3万円を添えて、所定の期間内に学長に願い出なければならない。

(選考)

第6条 入学志願者の選考に当たっては、金沢工業大学入学者選考規程を準用するものとする。

(手続及び許可)

第7条 合格の通知を受けた者は、所定の期間内に誓約書、保証書及びその他所定の書類を提出する。入学金は、本学学則第29条に定める。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第8条 再入学又は編入学した学生が既に修得した授業科目の全部又は一部については、教務部委員会の確認又は審査を経て、学長は、本学の単位として認定することができる。

(入学年次)

第8条の2 再入学及び編入学の入学年次は、認定が見込まれる単位数を基に次のように定める。

- (1) 30単位以上62単位未満 2年次
- (2) 62単位以上 3年次

第8条の3 削 除

第9条 削 除

金沢工業大学 転学部・転学科に関する規程



(在学期間)
第10条 再入学又は編入学した学生の在学期間は、再入学又は編入学を許可された年次以後の修業年限の2倍に相当する年数を超えることはできない。
(諸規則の適用)
第11条 再入学又は編入学した学生については、本規則によるほか、再入学又は編入学を許可された年次の学生に適用する諸規則を適用する。

附 則

- この規則は、昭和43年3月1日から施行する。
- この規則の改正条項は、昭和47年4月1日から施行する。(3～17は省略する)
- この規則は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、再入学又は編入学を許可された年次の学生に適用する諸規則を適用する。
- この規則は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年3月31日に現に在学する者については、なお従前の例による。

(趣旨)
第1条 この規程は、金沢工業大学学則第14条の2第2項の規定に基づき、転学部、転学科に関して必要な事項を定める。
(時期)
第2条 転学部、転学科の時期は、学年の初めとする。
第2条の2 削 除
(手続)
第3条 転学部、転学科を志願する者は、所定の願書に必要な事項を記載し、所属学科主任を経て、大学事務局学務部修学相談室へ提出しなければならない。その出願時期は、1月中旬とし、別に公示する。
(選考)
第4条 前条の規定により、学生から願い出があったときは、教務部委員会による審査を経て、学長は、転学部、転学科の許可を決定する。
(既修得単位の処置)
第5条 転学部、転学科を許可された者の既修得単位については、教務部委員会による審査を経て、学長は、転学部、転学科先の学科の卒業に必要な単位として認めることができる。
(年次の決定)
第6条 学長は、前条の規定により認められた単位数に基づき、転学部、転学科先の学科の年次を決定する。
(通知)
第7条 選考の結果は、3月末日までに本人及び父母等に通知する。
第8条 削 除

附 則

- この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- この規程の改正条項は、平成4年4月1日から施行する。
- この規程の改正条項は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学生については従前のとおりとする。
- この規程の改正条項は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学生については従前のとおりとする。
- この規程の改正条項は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前入学生については改正前の金沢工業大学転学科に関する規程第2条の2、第3条、第4条、第5条は、なおその効力を有する。
- この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学 早期卒業に関する規程



(目的)
第1条 この規程は、金沢工業大学学則(以下「学則」という。)第25条の2第2項の規定に基づき、金沢工業大学(以下「本学」という。)における早期卒業に関し必要な事項を定める。
(対象学生)
第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学の学部3年以上在学(学校教育法施行規則第149条の規定に該当する者を含む。)し、3年次修了時に正課学修ポイントが420以上であって、プロジェクトデザインⅢの単位修得を除く卒業要件を満たしており、かつ本学大学院工学研究科に進学する者とする。ただし、学則第11条(再入学及び編入学)及び第14条の2(転学部・転学科)に該当する者は対象としない。
(早期卒業希望者の登録)
第3条 早期卒業を希望する学生は、3年次の6月下旬に、早期卒業希望者登録を行わなければならない。
2 早期卒業希望者登録の要件は、2年次修了時に正課学修ポイントが320以上あることとする。
(確認及び選考)
第4条 早期卒業希望者登録を行った学生に対しては、3年次の7月中旬までに、第2条に規定する早期卒業の対象となる学生として適格であるかを確認し、その結果を当該学生に速やかに通知するとともに、事後に選考を行う。
2 前項に規定する確認及び選考を行うため、学長を委員長とする金沢工業大学早期卒業選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織する。
3 選考委員会の委員は、金沢工業大学部長会の構成員、専攻主任及びその他学長が指名する者とする。
4 確認及び選考された学生を「早期卒業候補学生」という。
(選考等の取消)
第4条の2 早期卒業希望者登録を行った学生が当該登録の取り下げを願い出たとき又は早期卒業候補学生が3年次修了時において第2条に規定する要件を満たすことができなかったときは、当該学生に係る登録、確認及び選考は取り消す。
2 早期卒業候補学生の4年次前学期までのプロジェクトデザインⅢの実績が不十分と指導教員及び学科主任が判断した場合、学科主任は選考委員会へ報告し、選考委員会は、当該学生の早期卒業候補学生を取り消すことができる。
(プロジェクトデザインⅢの履修)
第5条 早期卒業候補学生は、金沢工業大学修学規程第4条第3項の規定にかかわらず、3年次後学期からプロジェクトデザインⅢを履修することができる。
2 前条第1項の規定に基づき早期卒業候補学生を取り消された学生は、進級後の4年次前学期からプロジェクトデザインⅢを再度履修することができる。
3 前条第2項の規定に基づき4年次前学期までに早期卒業候補学生を取り消された学生のプロジェクトデザインⅢの履修期間は後学期まで延長するものとする。
第6条 削 除
(学習指導)
第7条 各学部学科は、早期卒業候補学生の授業計画等に当たっては、適切な措置及び学習指導を行う。

(早期卒業の要件)
第8条 早期卒業候補学生が早期卒業するためには、第2条に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
(1) 学則で定める卒業に要する単位を124単位以上修得していること。
(2) 4年次において、本学大学院の秋入学試験に合格し、かつ本学大学院への進学の意味が明確であること。
(早期卒業の時期)
第9条 早期卒業の時期は、4年次の9月とする。
(事務)
第10条 この規程に関する事務は、大学事務局学務部修学相談室が行う。

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年3月31日に現に在学する者については、なお従前の例による。
- この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。ただし、令和7年3月31日に現に在学する者については、改正後の第4条の2及び第5条の適用を除き、なお従前の例による。



金沢工業大学特別奨学金給付規程

- (制度の趣旨)
- 第1条 金沢工業大学(以下「本学」という。)は、金沢工業大学特別奨学生制度(KITリーダーシップアワード)を実施するため、「学園共同体が共有する価値」に基づく信条(行動規範)(通称「KIT-IDEALS」)を遵守し、高い目的意識と勉学意欲を有する者を特別奨学生とし、特別奨学金を給付するものとする。
- (目的)
- 第2条 この規程は、前条の趣旨に基づき、学校法人金沢工業大学特別奨学金規則第5条の規定により本学に配分された特別奨学金の給付に関して必要な事項を定める。
- (対象)
- 第3条 特別奨学生は、次の各号に定める者を対象に選考し決定する。
- (1) 入学年次においては、特別奨学生制度対象入学試験に合格し入学した者
 - (2) 2年次以降においては、高い目的意識と勉学意欲、並びに優れた成果を有し、特別奨学生申請書(特別奨学生継続希望申請書を含む。)を提出した者
- (人数及び期間)
- 第4条 特別奨学生の人数は、概ね各年次130名とする。
- 2 特別奨学生としての期間は1年間とする。ただし、申請に基づく各年次の審査によりその後1年間の継続を認めることができる。
- (名称)
- 第5条 学長は、特別奨学生に対し、リーダーシップアワード生の名称を付与する。
- (区分)
- 第6条 特別奨学生の区分は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) スカラーシップフェロー 特別奨学生のうち、人物、成績が特に優秀と認められた者
 - (2) スカラーシップメンバー 特別奨学生のうち、スカラーシップフェロー以外の者
- 2 前項第1号に定めるスカラーシップフェローは、各年次において56名を超えないものとする。
- (給付額)
- 第7条 特別奨学金は、本学の授業料に充当するものとし、その額は特別奨学生の区分により次の各号に定めるとおりとする。
- (1)スカラーシップフェロー
 - ①情報デザイン学部及びメディア情報学部
入学年次 年額697,200円(1学期当たり 348,600円)
2年次以降 年額779,200円(1学期当たり 389,600円)
 - ② 情報理工学部、バイオ・化学部、工学部及び建築学部
入学年次 年額897,200円(1学期当たり 448,600円)
2年次以降 年額979,200円(1学期当たり 489,600円)
 - (2) スカラーシップメンバー
年額250,000円(1学期当たり 125,000円)
- 2 前項第1号に定めるスカラーシップフェローの特別奨学金の給付額は、国立大学の入学金、授業料等の標準額の変動に応じ変更することができる。
- (選考)
- 第8条 特別奨学生を選考するため、学長を委員長、入試部長を副委員長とする金沢工業大学特別奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
- 2 選考委員会は、委員長及び副委員長のほか次の者をもって構成する。
- (1) 教務部長
 - (2) 学生部長
 - (3) その他委員長が指名する者

- 3 選考委員会は、選考条件及び継続条件を定める。
 - 4 選考委員会の委員長は、選考委員会の選考結果について、速やかに理事長に報告しなければならない。
- (特別奨学生の決定)
- 第9条 理事長は、選考委員会の委員長から報告があった選考結果に基づき特別奨学生を決定する。
- (資格の喪失)
- 第10条 特別奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、特別奨学生の資格を喪失するものとする。
- (1) 特別奨学生を辞退したとき。
 - (2) 入学を辞退したとき。
 - (3) 留年したとき。
 - (4) 休学したとき。
 - (5) 退学したとき。
 - (6) 除籍となったとき。
 - (7) 懲戒処分を受けたとき。
 - (8) 特別奨学生制度の継続条件を満たさなかったとき。
 - (9) その他学長が特別奨学生として不適当と認めたとき。
- 2 学長は、前項各号の理由により特別奨学生の資格を喪失した者に対して、既に給付した特別奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。
- 3 学長は、特別奨学生であって、金沢工業大学学則第13条に基づき休学して留学することを許可した者については、第1項第3号、第4号及び第8号の規定にかかわらず、特別奨学生の資格を喪失させることなく、第4条第2項に定める特別奨学生としての期間は、当該留学期間及び復学後において、なおその資格を引き続き保有させることができる。ただし、特別奨学金は、復学後の特別奨学生としての期間について給付するものとし、特別奨学生の資格を保持している場合においても、その支給期間は最長8学期間までとする。
- (事務)
- 第11条 この規程に関する事務は、アドミッション修学支援機構アドミッション・キャリア教育センター学生活動支援室オナーズプログラム推進課が行う。
- (改廃)
- 第12条 この規程の改廃は、学生募集委員会の議を経て、常任理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。
- (2～7は省略する)
- 8 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、改正後の第3条、第5条及び第6条の2は令和5年4月1日から適用する。
- 10 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年3月31日に現に在学する者については、なお従前の例による。
- 11 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学奨学金給付規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、金沢工業大学(以下「本学」という。)の学生の修学を支援することにより学びの充実を図り、もって、理工系分野への女子の進学及び地域との連携を目指した人材育成のため、奨学生の選抜、奨学金の給付等について必要な事項を定めることを目的とする。
- (形態と目標)
- 第2条 この規程における奨学生は、「女子奨学生」及び「都道府県選抜奨学生」とし、それぞれ次の各号に定める目標の達成を目指すものとする。
- (1)女子奨学生は、理工系分野への女子の進学を積極的に支援し、理工系分野に幅広い視点や感性を取り入れ、多様な学生が学びあう環境のもと、新たな学びの創出を目指す。
 - (2)都道府県選抜奨学生は、全国からの学びを支援し、地域との連携を目指した人材育成、さらに大学院への進路選択についても入学時から積極的にサポートすることを目指す。
- (対象入学試験)
- 第3条 この規程が対象とする本学の入学試験は、女子奨学生については総合選抜(女子奨学生)、及び都道府県選抜奨学生については都道府県選抜試験とする。
- (資格対象者)
- 第4条 奨学生の資格を得ることができる対象者は、女子奨学生は総合選抜(女子奨学生)の合格者、及び都道府県選抜奨学生は都道府県選抜試験の合格者とする。
- (選抜人数の基準)
- 第5条 奨学生の対象となる人数の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1)女子奨学生 36名
 - (2)都道府県選抜奨学生 94名
- (給付額)
- 第6条 奨学金の給付額は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1)女子奨学生 年額250,000円(1学期当たり125,000円)
 - (2)都道府県選抜奨学生 年額250,000円(1学期当たり125,000円)
- (給付期間)
- 第7条 奨学金の給付期間は、入学年次(1年次)から4年間とする。ただし、金沢工業大学学則第25条の2に基づき早期卒業が認められたときは、入学年次(1年次)から3.5年間とする。
- (給付方法)
- 第8条 奨学金は、本学の授業料に充当するものとし、学期ごとに給付する。
- 2 女子奨学生及び都道府県選抜奨学生が、2年次以降に金沢工業大学特別奨学金給付規程に規定する特別奨学生の申請要件(資格)を満たし、スカラーシップフェロー又はスカラーシップメンバーに選抜された場合は、進級時において、女子奨学生及び都道府県選抜奨学生の奨学金の受給資格は取り消す。
- (資格の喪失)
- 第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を喪失するものとする。
- (1)奨学生を辞退したとき。
 - (2)入学を辞退したとき。
 - (3)留年したとき。
 - (4)休学したとき。

- (5)退学したとき。
- (6)除籍となったとき。
- (7)懲戒処分を受けたとき。
- (8)その他学長が奨学生として不適当と認めたとき。

(指導)

第10条 本学は、奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び研究(課題)活動に適切な指導を行い、各年次の学期ごとに支援講座を行う。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、アドミッション修学支援機構アドミッション・キャリア教育センター学生活動支援室オナーズプログラム推進課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生募集委員会の議を経て、常任理事会で行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

学園協議会規則

- 第1条 この規則は、学校法人金沢工業大学管理規則第5条に基づき、学園協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定める。
- 第2条 協議会は、理事会、教授会、校友会、高専学務会議及び学生会の代表者をもって構成し、金沢工大学園における三位一体の協同精神の実現に努めるものとする。
- 第3条 協議会は理事長が主宰し、理事長が協議会の会議(以下「会議」という。)において議長を務める。
- 2 協議会の構成員は、理事会(理事長を除く。)、教授会、校友会、高専学務会議及び学生会の各組織から代表者に選出され、かつ議長の同意を得た者とする。ただし、各組織からの代表者は5名を超えてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長が許可したときは、各組織の代表者以外の者を会議に陪席させることができる。
- 第4条 会議は、議長が招集する。
- 第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 2 定例会議は、各年度の始めに招集するものとし、開催日の10日前に招集を通知するものとする。
- 3 臨時会議は、各組織の代表者のいずれかの者から請求があったとき招集するものとし、直ちに招集を通知するものとする。
- 第6条 会議が合意に至らないときは、議長が決するところによる。
- 第7条 協議会に事務局を置き、会議の記録等のほか協議会に関して必要な事務を処理する。
- 2 事務局は会議の議事録を作成し、議長の承認を得た後、これを保管する。
- 3 事務局は、次の者をもって構成する。
- (1) 法人本部法人部長
- (2) 大学事務局次長
- (3) 大学学務部修学相談室課長
- (4) 大学学務部修学相談室校友会担当課長
- (5) 高専学務部長
- (6) 高専学務部庶務課長
- (7) その他必要に応じて議長が指名する者
- 4 法人本部法人部長は、事務長として事務局を統括する。
- 第8条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この内規は、昭和55年4月1日より実施する。
- (2～8は省略する)
- 9 この規則は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 10 この規則は、令和5年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学学位規則

- (目的)
- 第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに金沢工業大学学則(以下「大学学則」という。)第25条第4項及び金沢工業大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定に基づき、金沢工業大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。
- (学位)
- 第2条 本学において授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称は、学士(工学)、学士(情報)、学士(理工学)、修士(工学)、修士(理工学)、修士(心理学)、修士(経営管理)、修士(知的財産マネジメント)、博士(工学)、博士(理工学)及び博士(学術)とする。
- (学位授与の要件)
- 第3条 学士の学位は、大学学則第25条に規定するところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、大学院学則第33条に規定するところにより、本学大学院の修士課程及び博士前期課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、大学院学則第34条に規定するところにより、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認(以下「学力の確認」という。))された者には、博士の学位を授与することができる。
- (修士及び博士の学位授与の申請)
- 第4条 前条第2項に規定する修士の学位授与を申請しようとする者は、論文及び論文概要又は特定の課題についての研究成果(以下「研究成果」という。))及びその概要並びにその他本学が指定する書類を、指定された期日(以下「指定期日」という。))までに大学院委員会(以下「委員会」という。))に提出しなければならない。
- 2 前条第3項に規定する博士の学位授与を申請しようとする者は、所定の学位申請書に論文、論文概要及び論文目録並びに履歴書その他本学が指定する書類を添え、指定期日までに指導教員を経て、委員会に提出しなければならない。
- 3 前条第4項に規定する博士の学位授与を申請しようとする者は、所定の学位申請書に論文、論文概要及び論文目録並びに履歴書その他本学が指定する書類並びに審査手数料20万円を添え、指定期日までに学長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に基づき学位授与の申請をしようとするときは、論文又は研究成果提出の指定期日の三月前までに指導教員を経て、論文計画書又は研究成果計画書を委員会に提出しなければならない。
- 5 前各項に基づき提出された論文等及び納入された審査手数料は、返還しない。
- (論文又は研究成果の審査)
- 第5条 委員会又は学長に提出された論文又は研究成果の審査は委員会において行うものとし、委員会が選出した審査委員が行う。
- 2 論文又は研究成果の審査の結果は、委員会が指定する期日までに審査委員が委員会に報告しなければならない。

(審査委員)

- 第6条 委員会は、修士の論文又は研究成果の審査にあつては2名以上、博士の論文の審査にあつては4名以上の審査委員を選出し、それぞれ、そのうちの1名を主査に指名する。
- 2 主査が必要と認めたときは、委員会はその議を経て、本学の他の研究科又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。
- 3 審査委員の選出等について必要な事項は、別に定める大学院学位論文審査委員の選出等に関する規程に定めるところによる。
- (最終試験又は試験)
- 第7条 第3条第2項の規定に基づく修士課程の修了のための最終試験は、当該専攻の教員が論文又は研究成果を中心としてこれに関連する科目について口述により行うものとする。
- 2 第3条第3項の規定に基づく博士後期課程の修了のための最終試験及び同条第4項に定める試験は、審査委員が、論文を中心としてこれに関連する専門分野について筆記又は口述により行うものとする。
- 3 最終試験又は試験を担当した教員又は審査委員の主査は、その結果を速やかに委員会に報告しなければならない。
- (学力の確認)
- 第8条 第3条第4項に定める学力の確認は、論文に関連する専門分野について筆記又は口述により行うものとする。ただし、学位申請書に記載された学歴、研究業績等によって確認すべき学力が明らかな場合には、学力の確認を省略することができる。
- 2 学力の確認は、学位申請書の研究分野に関連のある授業科目の担当教員3名以上によって行い、うち1名が主査を務める。
- 3 主査は、学力の確認の結果を速やかに委員会に報告しなければならない。
- (審査等の期間)
- 第9条 第3条第2項又は第3項の規定に基づく修士課程又は博士後期課程の修了のための論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学位授与申請者が在学すべき所定の期間内において、委員会が指定する期日までに終了するものとする。
- 2 第3条第4項に定める博士の論文の審査、最終試験又は試験及び学力の確認は、論文が提出された日から起算して1年を超えない期間内において委員会が指定する期日までに終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、委員会の議を経て1年を超えることができる。
- (学位授与の審議)
- 第10条 委員会は、論文又は研究成果の審査の結果、最終試験又は試験の結果並びに学力の確認の結果の報告に基づき、学位授与の可否を審議する。
- 2 学位授与の可否は、修士にあつては出席者の過半数、博士にあつては出席者の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 3 委員会は、学位授与に関する審議の結果を速やかに学長に報告しなければならない。
- (学位記)
- 第11条 学長は、学士の学位を授与すべき者に学士の学位記を授与する。
- 2 学長は、前条第3項の報告に基づき、修士又は博士の学位の授与を決定し、それぞれの学位を授与すべき者に修士又は博士の学位記を

授与し、学位を授与できない者に対し、その旨を通知する。

3 学位記の様式は、それぞれ別記様式のとおりとする。

(学位授与の報告等)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、文部科学大臣に所要の報告をするとともに、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(論文の保管)

第14条 修士又は博士の学位を授与された者の論文又は研究成果は、金沢工業大学ライブラリーセンターにおいて保管する。

(学位の名称の使用)

第15条 学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

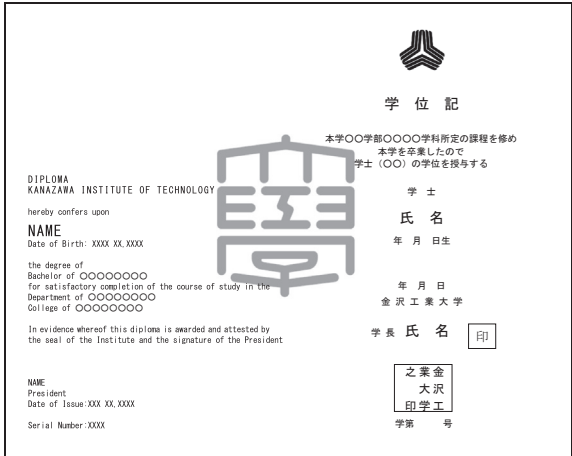
(学位授与の取消)

- 第16条 修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、学長は委員会の意見を聴いて、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。
- (1) 不正の方法により学位を授与されたとき。
- (2) 授与された学位の名誉を汚す行為があったとき。
- 2 前項に定める委員会の審議の議決は、出席者の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

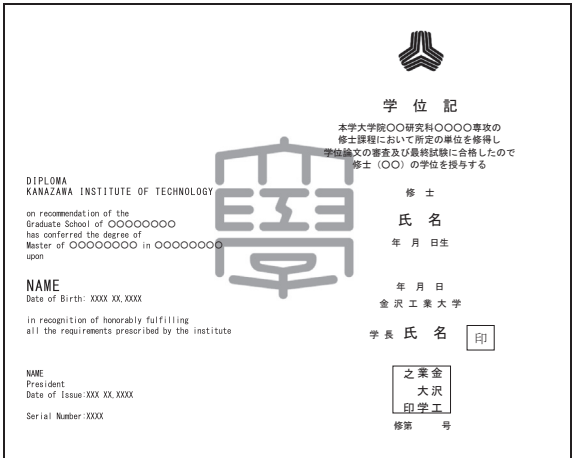
附 則

- 1 本規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- (3～18は省略する)
- 19 この規則は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 20 この規則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 21 この規則は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 22 この規則は、令和7年4月1日から改正施行する。

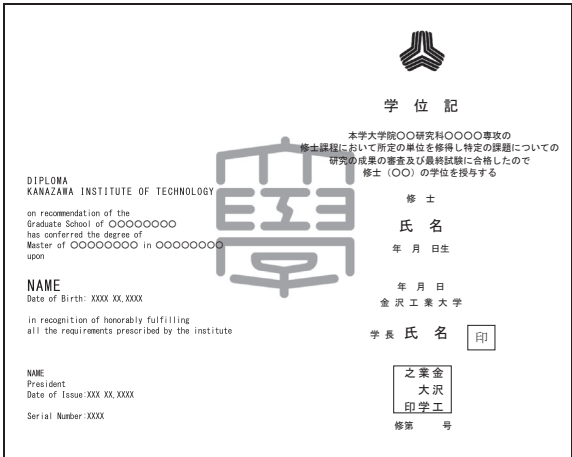
別記様式
学士の学位記



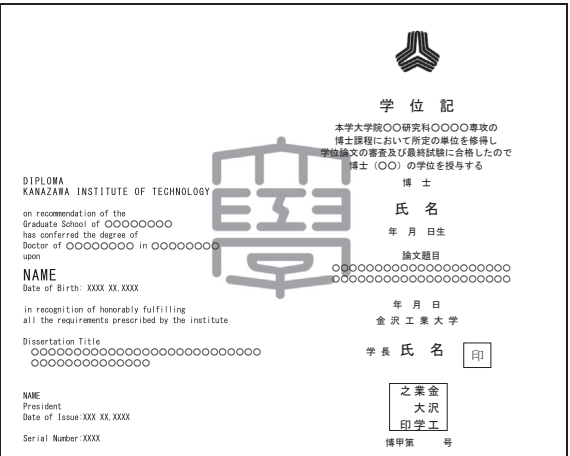
修士の学位記(論文の審査によるもの)



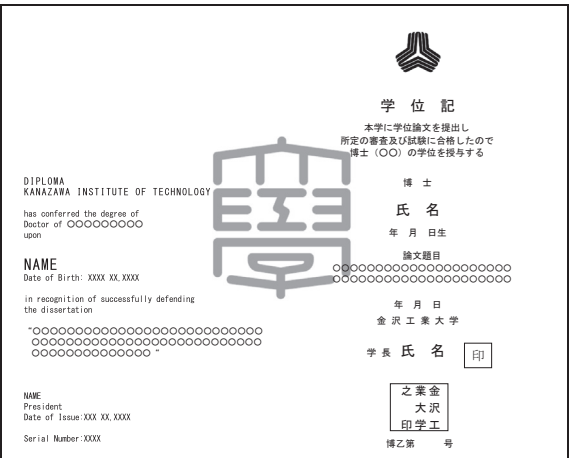
修士の学位記
(特定の課題についての研究の成果の審査によるもの)



第3条第3項による博士の学位記



第3条第4項による博士の学位記



休学・復学の手続に関する規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、金沢工業大学学則第13条及び金沢工業大学大学院学則第17条の規定に基づき、休学・復学について必要な事項を定める。
- (申請)
- 第2条 休学・復学を希望するものは、所定用紙により定められた期間に申請しなければならない。
- (休学)
- 第3条 休学の申請期間は次の各号のとおりとする。
- (1) 前学期にあつては、前年度の3月21日から4月21日まで、後学期にあつては、9月21日から10月21日までの期間とする。
 - (2) 1学期にあつては、前年度の3月21日から4月21日まで、2学期にあつては、6月6日から7月6日まで、3学期にあつては、8月21日から9月21日まで、4学期にあつては、11月6日から12月6日までの期間とする。
 - (3) 申請期間の最終日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日及び学年暦に定める休日の場合は、翌日を期間の最終日とする。
- (復学)
- 第4条 復学の手続及び手続期間については、休学期間が満了する1ヵ月前までに通知する。
- (審査)
- 第5条 学長は、休学・復学許可の可否について、その理由が修学継続の上で適正なものであるかを審査し決定する。
- 2 前項の審査は、学長が学生部長と教務部長並びに必要なに応じてその他の意見を聴いて行う。
 - 3 審査上必要の場合は、申請した学生から事情を聴取することがある。
- (事務)
- 第6条 休学・復学の手続に関する事務取扱いは、大学事務局学務部修学相談室が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- (2～6は省略する)
- 7 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学派遣留学規程

- (趣旨)
- 第1条 この規程は、金沢工業大学学則第14条の3第2項及び金沢工業大学大学院学則第18条の2第2項の規定に基づき、金沢工業大学(以下「本学」という。)の学部学生又は大学院生(以下「学生」という。)の留学に関して必要な事項を定める。
- (派遣留学)
- 第2条 この規程において派遣留学とは、学生が、本学を休学することなく、本学と学術交流協定等を締結している外国の大学及び学長が認めた教育研究機関(以下「大学等」という。)において、授業科目を履修し、若しくは研究することをいう。
- (出願手続)
- 第3条 派遣留学を志願する者は、指定された期日までに、次の各号の書類により学長に願い出なければならない。
- (1) 留学願
 - (2) 留学先の大学等の入学許可書又は受入れに関する許可書の写し
 - (3) その他本学が必要と認める書類
- 2 学術交流協定に基づく派遣留学である場合は、前項第2号の書類の提出は不要とする。
- (留学許可)
- 第4条 派遣留学の許可は、次条に定める派遣留学生選考委員会(以下「委員会」という。)で選考の上、学長が決定する。
- 2 選考は、面接及び書類による審査をもって行う。
- (委員会の構成)
- 第5条 委員会は、次の者を委員として構成する。
- (1) 教務部長
 - (2) 学生部長
 - (3) 留学支援・国際交流センター所長
 - (4) その他学長が指名する者
- 2 委員長は、教務部長がこれに当たる。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (留学期間中の授業料徴収)
- 第6条 派遣留学の期間における本学の授業料は、これを徴収する。
- (修学支援金の支給)
- 第7条 本学は、学生が派遣留学を修了したときは、修学支援金として25万円を支給することができる。
- (留学修了手続)
- 第8条 派遣留学を修了して帰国したときは、速やかに留学修了届を学長に提出しなければならない。
- (修得単位の取扱い)
- 第9条 派遣留学において履修した授業科目について修得した単位は、本学の学部又は大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (事務)
- 第10条 この規程に関する事務は、留学支援・国際交流センター国際交流室留学支援課が行う。

他大学等において修得した 単位の取扱いに関する規程



(趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則第24条の2及び金沢工業大学大学院学則第29条に基づき、金沢工業大学(以下「本学」という。)の学部学生又は大学院学生(以下「本学学生」という。)が、他の大学等において修得した授業科目の単位の取扱いに関して必要な事項を定める。

(修得単位の認定)

第2条 本学学生が、他の大学、短期大学又は大学院(以下「他大学等」という。)において修得した授業科目の単位は、この規程の定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したもの(以下「修得単位」という。)とみなすことができる。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本学と当該他大学等が単位互換に関する協定を締結し、又は合意していること。
- (2) 学長が本学の教育上有益であると認めたものであること。

(単位認定の願出)

第3条 本学において修得単位の認定を希望する本学学生は、指定された期日までに次の各号の書類を付して学長に願出しなければならない。

- (1) 修得単位認定申請書(別紙様式)
 - (2) 単位修得証明書又は成績証明書
- 2 修得した授業科目の単位が前条第2号によるものである場合は、前項の書類に次の各号の書類を添えなければならない。
- (1) 当該他大学等の学生便覧
 - (2) 履修した授業科目に関する学習支援計画書(シラバス)
 - (3) 履修した授業科目において使用した教科書等
 - (4) その他必要に応じて学長が指定した書類

(単位付与の決定)

第4条 前条による願出があったときは、学長は、教務部委員会による確認又は審査を経て、単位付与を決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正条項は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

金沢工業大学科目等履修生規程



(趣旨)

第1条 この規程は、金沢工業大学学則(以下「大学学則」という。)第46条及び金沢工業大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第45条に定める科目等履修生について、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校に在学中又は卒業した者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の科目等履修生の入学資格は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 金沢工業大学(以下「本学」という。)への入学手続きを完了した科目等履修生は、科目等履修高校生といい、この取扱いについては別に定める。

(期間と履修科目)

第3条 科目等履修生の在学期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。ただし、引き続き履修を志願することは妨げない。

2 科目等履修生が履修することができる授業科目数は、年間12科目以内とし、単位数の上限は12単位とする。

3 学部の科目等履修生が履修できる授業科目は、大学学則第18条第2項に定める別表第1の授業科目とする。ただし、プロジェクトデザイン入門(実験)、プロジェクトデザイン実践(実験)、グローバルPD、ICT入門及び専門プロジェクト科目は履修することができない。

4 大学院の科目等履修生が履修できる授業科目は、大学院学則第22条に定める別表(1)の修士課程及び博士前期課程の授業科目とする。ただし、専修科目は履修することができない。

5 前2項の規定にかかわらず、学部及び大学院の教育研究に支障を及ぼすと認められるときは、科目等履修生が履修することができる授業科目を制限することができる。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に所定の書類と検定料1万円を添え、指定された期日までに学長に願出しなければならない。

(選考)

第5条 学長は、前条による願出があった者について選考を行う。

(入学手続及び許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに、所定の書類を学長に提出するとともに、履修料を納入しなければならない。

2 学長は、前項による手続を完了した者に入学を許可する。

(履修料)

第6条の2 履修料は、履修する授業科目の単位数によって算出するものとし、授業科目1単位当たりの額は、別表に定めるところによる。

2 本学大学院の課程を修了した者で、イノベーションマネジメント研究

科イノベーションマネジメント専攻修士課程の授業科目を履修する科目等履修生として入学する場合に限り、履修料は前項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(履修許可の取消)

第7条 学長は、科目等履修生において履修の成果が認められないとき、又は履修料の納入を怠ったときは、当該科目等履修生に対して履修の許可を取り消すことができる。

(単位修得証明)

第8条 学長は、科目等履修生で単位を修得した者に対し、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に必要な事項については、大学学則又は大学院学則の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行し、その施行日をもって、従前の「聴講生規程」は廃止する。

2 この規程の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

(3～15は省略する)

16 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

17 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

18 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

19 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

別表 授業科目1単位当たり履修料

授業科目の 区分	学部	大学院	
		イノベーション マネジメント研究科 イノベーション マネジメント専攻 修士課程	左記以外
講義・演習	24,000円	70,000円	30,000円
実験・実習	30,000円	—	—

学部教育課程表(金沢工業大学学則 別表第1 教育課程表(第18条関係))

1. 修学基礎教育課程(学部共通)

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
修学基礎	修学基礎A	2		2.0								
	修学基礎B	2			2.0							
人間形成基礎	実践ウェルビーイング	1		(1.0)	(1.0)							履修クラスによって開講学期が異なる。
	技術者と持続可能社会	2				(2.0)	(2.0)					
	日本学(日本と日本人)A	1				(1.0)	(1.0)					
	日本学(日本と日本人)B	1				(1.0)	(1.0)					
	科学技術者倫理	2						(2.0)	(2.0)			
	健康・体力づくり	1		2.0								
	生涯スポーツ演習	1			1.0							
人間と自然	人間と自然			○								人間と自然科学科目の取扱いは、修学規程第9条の3に定める。

備考：（ ）印及び○印は、当該学期にそれぞれ開講することを示す。

— 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目

2. 英語教育課程(学部共通)

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期		
英語科目	イングリッシュベシックス		2	2.0									この科目中4科目を選択し必修とする。
	イングリッシュトピックス1		2	2.0									
	イングリッシュトピックス2		2		2.0								
	イングリッシュトピックス3		2	(2.0)		(2.0)							
	イングリッシュトピックス4		2		(2.0)		(2.0)						
	イングリッシュトピックス5		2	(2.0)		(2.0)							
	ビジネスコミュニケーション		2		(2.0)		(2.0)						
	アカデミックリーディング1		2		(2.0)		(2.0)						
	アカデミックリーディング2		2			2.0							
	ライティングベシックス		2		(2.0)		(2.0)						
	アカデミックプレゼンテーション		2			2.0							
	STEMイングリッシュ		2		(2.0)		(2.0)						
	イングリッシュセミナー		2			2.0							
	TOEIC初級		2		2.0								
	TOEIC中級		2		2.0								
インテンシブイングリッシュ		2		2.0									
語上級	English Academic Writing1		2	2.0								この科目の取扱いは、修学規程第9条の2に定める。	
	English Academic Writing2		2		2.0								
その他	日本語教育科目											その他科目の取扱いは、修学規程第9条の2に定める。	

備考1：（ ）印は、当該学期にそれぞれ開講することを示す。

備考2：「英語科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

3. 数理・データサイエンス・AI教育課程(情報デザイン学部、メディア情報学部)

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
				1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期	
数理基礎科目	情報のための数学I	2		2.0								
	情報のための数学II	2		2.0								
	線形代数学	2			2.0							
	情報数理A		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	データサイエンス物理		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	アドバンスト数理A		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	アドバンスト数理B		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	技術者のための統計		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	AI基礎		1			1.0						
	データサイエンス基礎I		1			1.0						
	データサイエンス基礎II		1			1.0						

備考1：（ ）印は、当該学期にそれぞれ開講することを示す。

備考2：「数理基礎科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

— 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学・情報に関する科目

3. 数理・データサイエンス・AI教育課程(情報理工学部、バイオ・化学部、工学部、建築学部)

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
数理基礎科目	技術者のための数理Ⅰ	2		2.0								
	技術者のための数理Ⅱ	2		2.0								
	線形代数学	2			2.0							
	データサイエンス物理		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	アドバンスト数理A		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	アドバンスト数理B		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	技術者のための数理Ⅲ		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	技術者のための統計		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)					履修クラスによって開講学期が異なる。
	環境系数理		2		2.0							履修対象:工学部環境土木工学科学生
	AI基礎		1		1.0							
	データサイエンス基礎Ⅰ		1		1.0							
	データサイエンス基礎Ⅱ		1			1.0						

備考1：（ ）印は、当該学期にそれぞれ開講することを示す。

備考2：「数理基礎科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

— 中一種免（数学）及び高一種免（数学）の教科に関する専門的事項に関する科目

— 中一種免（数学）及び高一種免（数学）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関する科目

— 中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学・情報に関する科目

4. プロジェクトデザイン基礎教育課程(学部共通)

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
				1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期	
基礎プロジェクト科目	プロジェクトデザイン入門(実験)	2		4.0								
	プロジェクトデザインI	2			2.0							
	プロジェクトデザインII	2				2.0						
	プロジェクトデザイン実践(実験)	2					4.0					
	ICT入門	1		1.0								
	データサイエンス入門	1		1.0								

— 中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）及び高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学・情報・工業に関する科目

5. 専門教育課程(情報デザイン学部)
(1)経営情報学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	情報デザイン学キャリアデザイン(経営情報)	2		2.0								
	Webデザイン	2		2.0								
	経営学入門	2		2.0								
	企業会計基礎	2		2.0								
	データアナリティクス入門	2		2.0								
	ITシステム基礎	2			2.0							
	プログラミング基礎	2			2.0							
	経営戦略と組織	2			2.0							
	マーケティング基礎	2				2.0						
	ビジネス統計学I	2				2.0						
	経営分析とESG	2				2.0						
	戦略会計入門	2				2.0						
	イノベーション・デザイン	2				2.0						
	ロジカルシンキング		2			2.0						
	データベースマネジメント		2			2.0						
	数理マネジメント		2			2.0						
	Webプログラミング		2				2.0					
	システムモデリング		2				2.0					
	マーケティング戦略		2				2.0					
	戦略会計応用		2				2.0					
	会計情報とビジネス法規		2				2.0					
	ビジネス統計学Ⅱ		2				2.0					
	インダストリアルエンジニアリング		2					2.0				
	SDGs基礎		2					2.0				
	先進プログラミング		2					2.0				
	アルゴリズムとデータ構造		2					2.0				
	原価管理		2					2.0				
	データアナリティクス		2					2.0				
	サステナブルファイナンス		2					2.0				
	グローバルリーダーシップ実践		2					2.0				
	マーケティング実践		2						2.0			
	SDGs実践		2						2.0			
	データサイエンス実践		2						2.0			
	システム思考		2						2.0			
	先進プログラミング応用		2						2.0			
	企業価値評価とESG		2						2.0			
	アカデミックリーディング		2						2.0			
	経営情報専門実験・演習A	3						4.0				
	経営情報専門実験・演習B	3							4.0			
専門 プロジェクト科目	イノベーション基礎	1					(1.0)	(1.0)				
	専門ゼミ	1						1.0				
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

- 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 高一種免（情報）及び高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報及び工業に関する科目

(2)環境デザイン創成学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	情報デザイン学キャリアデザイン (環境デザイン創成)	2		2.0								
	Webデザイン	2		2.0								
	経営学入門	2		2.0								
	データアナリティクス入門	2		2.0								
	社会調査法	2			2.0							
	グラフィック・コミュニケーション	2			2.0							
	グローバル開発論	2			2.0							
	コミュニケーション・デザイン入門	2			2.0							
	プログラミング基礎	2			2.0							
	イノベーション・デザイン	2				2.0						
	カーボンニュートラル概論	2				2.0						
	コミュニケーション・デザイン実践	2				2.0						
	経営分析とESG	2				2.0						
	ランドスケープ入門	2				2.0						
	マーケティング基礎		2			2.0						
	ウェルビーイングシティ政策デザイン	2					2.0					
	3次元コンピュータグラフィックス入門		2				2.0					
	共生社会デザイン概論		2				2.0					
	異文化理解・コミュニケーション		2				2.0					
	思考のトレーニング		2				2.0					
	地域・ランドスケープ計画論		2				2.0					
	社会シミュレーション		2				2.0					
	環境・空間調査分析法		2				2.0					
	NGO組織デザイン概論	2						2.0				
	グローバルリーダーシップ実践		2					2.0				
	データアナリティクス		2					2.0				
	環境・エネルギーシステム論		2					2.0				
	サステナブルファイナンス		2					2.0				
	映像メディアと環境応用		2					2.0				
	バリアフリー・ユニバーサルデザイン論		2					2.0				
	SDGs・GX・SX入門		2					2.0				
	環境と倫理		2						2.0			
	ハドニスティック・サステナビリティ実践		2						2.0			
	環境アート・デザイン論		2						2.0			
	学習理論と環境応用		2						2.0			
	環境デザイン創成専門実験・演習A	3							4.0			
	環境デザイン創成専門実験・演習B	3								4.0		
イノベーション基礎	1							(1.0)	(1.0)			
専門ゼミ	1								1.0			
プロジェクトデザインⅢ	8									← 8.0 →		
進路セミナーⅠ		1					(1.0)	(1.0)			進級条件、卒業に必要な単位に	
進路セミナーⅡ		1						(1.0)	(1.0)		含めない。	

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

- 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関する科目

6. 専門教育課程(メディア情報学部)
(1)メディア情報学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	メディア情報学入門とキャリアデザイン	1		1.0								
	Webデザイン	2		2.0								
	色覚・聴覚トレーニング	2		2.0								
	プログラミング入門	1		1.0								
	ITシステム入門	2			2.0							
	コミュニケーションドローイング	2			2.0							
	プログラミングI	1			1.0							
	UI/UXデザイン		2		2.0							
	メディア情報論I	2				2.0						
	サーバマネジメント入門	2				2.0						
	プログラミングII	1				1.0						
	グラフィック・コミュニケーション		2			2.0						
	コンピュータシステムとAI		2			2.0						
	コンピュータグラフィックス演習		2			2.0						
	プログラミング総合		1			1.0						
	プログラミング発展		1			1.0						
	メディア文化論	2					2.0					
	音楽・音響情報処理		2				2.0					
	オブジェクト指向プログラミング		2				2.0					
	アニメーション制作演習		2				2.0					
	メディアコンテンツ応用		2				2.0					
	情報ネットワーク		2				2.0					
	多変量データの統計科学の基礎		2				2.0					
	メディア情報論II		2					2.0				
	Webプログラミング		2					2.0				
	ゲーム制作演習		2					2.0				
	XR(VR／MR／AR)デザイン		2					2.0				
	情報セキュリティ		2					2.0				
	イメージメディア処理		2					2.0				
	データベース		2					2.0				
	モバイルアプリケーション		2						2.0			
	Webアプリケーション		2						2.0			
	ネットワークとセキュリティ演習		2						2.0			
	メディアコンテンツ数理		2						2.0			
	作品制作		2						2.0			
	AI理論・実践		2						2.0			
	メディア情報専門実験・演習A (映像制作・デジタルアプリケーション)	3						4.0				
	メディア情報専門実験・演習B (クラウドサービス活用、IoT)	3							4.0			
専門 プロジェクト科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

―― 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目

―― 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

―― 高一種免（情報）及び高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報及び工業に関する科目

(2)心理情報デザイン学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
				1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期	
専門科目	心理と情報デザイン	1		1.0								
	心理学概論A	2		2.0								※
	心理学概論B	2		2.0								※
	心理学研究法	2		2.0								※
	認知情報データ解析基礎	2		2.0								
	心理情報プログラミングⅠ	2			2.0							
	知覚・認知心理学A		2		2.0							※
	臨床心理学概論		2		2.0							※
	心理学実験	2				2.0						※
	心理学統計法	2				2.0						※
	心理学基礎実験実習Ⅰ	2				4.0						
	心理情報とキャリアデザイン	2				2.0						
	認知情報と心理調査法		2			2.0						
	心理情報プログラミングⅡ		2			2.0						
	教育・学校心理学		2				2.0					※
	心理学基礎実験実習Ⅱ		2				4.0					
	認知情報データ解析応用		2				2.0					
	健康・医療心理学		2				2.0					※
	観察法		2				2.0					
	脳生理データ解析演習		2				2.0					
	人体の構造と機能及び疾病	2						2.0				※
	神経・生理心理学	2						2.0				※
	社会・集団・家族心理学	2						2.0				※
	学習・言語心理学	2						2.0				※
	産業・組織心理学	2						2.0				※
	障害者・障害児心理学	2						2.0				※
	知覚・認知心理学B	2						2.0				※
	心理学的支援法	2						2.0				※
	脳における情報処理	2							2.0			
	発達心理学	2							2.0			※
	情報デザインと消費者心理	2							2.0			
	感情・人格心理学	2							2.0			※
	ヒューマンインタフェース設計	2							2.0			
	心理演習	2							2.0			※
	心理的アセスメント	2							2.0			※
	心理情報専門実験・演習A	3						4.0				
	心理情報専門実験・演習B	3							4.0			
	公認心理師の職責	2								2.0		※
	精神疾患とその治療	2								2.0		※
	福祉心理学	2									2.0	※
	司法・犯罪心理学	2									2.0	※
	関係行政論	2									2.0	※
専門 プロジェクト科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			
	心理実習		3							← 3.0 →		進級条件、卒業に必要な単位に含めない。 ※

備考1：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

備考2：表中備考欄の「※」印は、公認心理師の受験資格を得るための指定科目を示す。

―― 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関する科目

―― 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目

7. 専門教育課程(情報理工学部)
(1)情報工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	情報工学入門とキャリアデザイン	2		2.0								
	プログラミングⅠ	2		2.0								
	コンピュータシステム基礎	2		2.0								
	離散数学	2			2.0							
	論理回路	2			2.0							
	情報ネットワーク	2			2.0							
	プログラミングⅡ	1			1.0							
	プログラミングⅢ	1			1.0							
	アルゴリズムとデータ構造	2				2.0						
	オブジェクト指向プログラミング	2				2.0						
	データベース	2				2.0						
	情報工学基礎演習	2				2.0						
	コンピュータアーキテクチャ基礎	2				2.0						
	ソフトウェアデザイン	2					2.0					
	オペレーティングシステム	2					2.0					
	確率と統計	2					2.0					
	組込みシステム	2					2.0					
	情報工学系代数学	2					2.0					
	アルゴリズムデザイン		2				2.0					
	コンピュータグラフィックス	2						2.0				
	符号理論とブロックチェーン		2					2.0				
	情報システムデザイン		2					2.0				
	分散システム		2					2.0				
	デジタル通信と信号処理		2					2.0				
	コンピュータアーキテクチャ設計		2					2.0				
	データサイエンス		2					2.0				
	形式言語とオートマトン		2					2.0				
	ネットワークプログラミング		2						2.0			
	知識情報処理		2						2.0			
	プログラミング言語とコンパイラ		2						2.0			
	情報セキュリティ		2						2.0			
	仮想化技術とクラウドシステム		2						2.0			
	映像メディア処理		2						2.0			
	機械学習		2						2.0			
	量子コンピューティング		2						2.0			
	情報工学専門実験・演習A	3						4.0				
	情報工学専門実験・演習B	3							4.0			
専門プロジェクト科目	イノベーション基礎	1					(1.0)	(1.0)				
	専門ゼミ	1						1.0				
	プロジェクトデザインⅢ	8							← 8.0 →			
その他	進路セミナーⅠ		1			(1.0)	(1.0)					進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1				(1.0)	(1.0)				
	情報工学特別講義Ⅱ		2		2.0							
	情報工学特別講義Ⅶ		2				2.0					

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

- 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設する教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）及び高一種免（数学）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）及び高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学・情報・工業に関する科目

(2) 知能情報システム学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	知能情報入門とキャリアデザイン	2		2.0								
	知能情報プログラミングⅠ	2		2.0								
	コンピュータシステム基礎	2		2.0								
	離散数学	2			2.0							
	論理回路	2			2.0							
	情報ネットワーク	2			2.0							
	知能情報プログラミングⅡ	1			1.0							
	知能情報プログラミングⅢ	1			1.0							
	アルゴリズムとデータ構造	2				2.0						
	オブジェクト指向プログラミング	2				2.0						
	データベース	2				2.0						
	知能情報工学基礎演習	2				2.0						
	コンピュータアーキテクチャ基礎	2				2.0						
	ソフトウェアモデリング	2					2.0					
	オペレーティングシステム	2					2.0					
	確率と統計	2					2.0					
	アルゴリズムデザイン	2					2.0					
	情報工学系代数学		2				2.0					
	組込みシステム		2				2.0					
	コンピュータグラフィックス	2						2.0				
	データサイエンス	2						2.0				
	オートマトンと言語理論		2					2.0				
	ブロックチェーンとWeb3		2					2.0				
	知能情報システムデザイン		2					2.0				
	分散コンピューティング		2					2.0				
	デジタル通信と信号処理		2					2.0				
	コンピュータアーキテクチャ設計		2					2.0				
	人工知能	2							2.0			
	学習理論	2							2.0			
	視覚情報処理とXR		2						2.0			
	情報セキュリティ		2						2.0			
	量子コンピューティング		2						2.0			
	プログラミング言語とコンパイラ		2						2.0			
	仮想化技術とクラウドシステム		2						2.0			
	ネットワークプログラミング		2						2.0			
	知能情報システム専門実験・演習A	3						4.0				
	知能情報システム専門実験・演習B	3							4.0			
専門プロジェクト科目	イノベーション基礎	1					(1.0)	(1.0)				
	専門ゼミ	1						1.0				
	プロジェクトデザインⅢ	8							← 8.0 →			
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			
	情報工学特別講義Ⅱ		2		2.0							
	情報工学特別講義Ⅶ		2					2.0				

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

- 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の課程で共通開設する教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）及び高一種免（数学）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 中一種免（数学）、高一種免（数学）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学に関する科目
- 中一種免（数学）、高一種免（数学）及び高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、数学・情報に関する科目

(3)ロボティクス学科

科目 区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	ロボティクスカリアデザイン	2		2.0								
	ロボティクス入門	2		2.0								
	機械系製図Ⅰ	2		2.0								
	ロボット基礎力学Ⅰ	2		2.0								
	プログラミング基礎Ⅰ	2		2.0								
	機械系製図Ⅱ	2			2.0							
	ロボット基礎力学Ⅱ	2			2.0							
	電気回路Ⅰ	2			2.0							
	プログラミング基礎Ⅱ	2			2.0							
	ロボット材料力学	2				2.0						
	ロボット設計演習Ⅰ	2				2.0						
	ロボット要素設計	2				2.0						
	ロボティクス数理・演習Ⅰ		2			2.0						
	電気回路Ⅱ		2			2.0						
	コンピュータ概論		2			2.0						
	ロボット応用力学Ⅰ	2					2.0					
	制御工学入門	2					2.0					
	制御工学Ⅰ	2					2.0					
	電子回路	2					2.0					
	マイコンプログラミング	2					2.0					
	ロボティクス数理・演習Ⅱ		2				2.0					
	ロボット設計演習Ⅱ		2				2.0					
	信号処理		2				2.0					
	ロボットプログラミング	2						2.0				
	ロボット応用力学Ⅱ	2						2.0				
	制御工学Ⅱ		2					2.0				
	シミュレーション工学		2					2.0				
	メカトロニクス		2					2.0				
	ロボット制御		2					2.0				
	熱流体工学		2					2.0				
	ロボットセンシング		2						2.0			
	アドバンスロボティクス	2							2.0			
	AIロボットプログラミング	2							2.0			
	機械学習		2						2.0			
	機械加工学		2						2.0			
	ロボティクス専門実験・演習A	3						4.0				
	ロボティクス専門実験・演習B	3							4.0			
	ロボティクス統合演習		2							2.0		
専門 プロジェクト 科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

8. 専門教育課程(バイオ・化学部)

(1)環境・応用化学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	環境・応用化学とキャリアデザイン	2		2.0								
	物理化学	2		2.0								
	有機化学	2		2.0								
	化学と安全	2		2.0								
	化学熱力学	2			2.0							
	無機化学	2			2.0							
	分析化学	2			2.0							
	有機合成化学	2				2.0						
	化学反応論	2				2.0						
	環境化学		2			2.0						
	基礎生化学		2			2.0						
	化学工学	2					2.0					
	高分子化学	2					2.0					
	電気化学		2				2.0					
	応用生化学		2				2.0					
	バイオ・化学基礎実験・演習A1(応用化学)	1				4.0/3						
	バイオ・化学基礎実験・演習A2(応用化学)	1				4.0/3						
	バイオ・化学基礎実験・演習A3(応用化学)	1				4.0/3						
	バイオ・化学基礎実験・演習B1(応用化学)	1					4.0/3					
	バイオ・化学基礎実験・演習B2(応用化学)	1					4.0/3					
	バイオ・化学基礎実験・演習B3(応用化学)	1					4.0/3					
	応用化学演習	2						2.0				
	生命科学		2					2.0				
	機器分析化学		2					2.0				
	エネルギー・固体化学		2					2.0				
	水と環境の化学		2					2.0				
	応用有機化学		2					2.0				
	化学コンピュータ演習Ⅰ		2					2.0				
	無機・エネルギー機能化学		2						2.0			
	科学技術英語		1						1.0			
	化学コンピュータ演習Ⅱ		2						2.0			
	地球環境学		2						2.0			
	環境計測学		2						2.0			
	有機・バイオ機能化学		2						2.0			
	応用化学専門実験・演習A1	1							4.0/3			
	応用化学専門実験・演習A2	1							4.0/3			
	応用化学専門実験・演習A3	1							4.0/3			
	応用化学専門実験・演習B1	1						4.0/3				
	応用化学専門実験・演習B2	1						4.0/3				
	応用化学専門実験・演習B3	1						4.0/3				
専門 プロジェクト 科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			
	地学基礎実験		1			2.0						
	物理学基礎実験		1				2.0					

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

(2)生命・応用バイオ学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	生命・応用バイオ学入門とキャリアデザイン	2		2.0								
	基礎生物学I	2		2.0								
	人体の構造と機能	2		2.0								
	基礎生物学II		2	2.0								
	バイオ工学入門	2			2.0							
	バイオ情報学入門	2			2.0							
	有機化学I		2		2.0							
	アカデミックライティング (生命・応用バイオ)	1				1.0						
	細胞の構造と機能	2				2.0						
	神経科学		2			2.0						
	分子生物学		2			2.0						
	有機化学II		2			2.0						
	データ解析		2				2.0					
	微生物学		2				2.0					
	感覚機能論		2				2.0					
	バイオ情報基礎		2				2.0					
	バイオ・化学基礎実験・演習A(応用バイオ)	3					4.0					
	バイオ・化学基礎実験・演習B(応用バイオ)	3						4.0				
	生命と倫理	2							2.0			
	生化学		2						2.0			
	運動機能論		2						2.0			
	生体計測		2						2.0			
	食品栄養学		2						2.0			
	遺伝子工学		2						2.0			
	生命科学		2						2.0			
	脳科学		2							2.0		
	医用工学		2							2.0		
	細胞工学		2							2.0		
	アドバンストバイオ工学		2							2.0		
	アドバンストバイオ情報		2							2.0		
	タンパク質工学		2							2.0		
	応用バイオ専門実験・演習A	3							4.0			
	応用バイオ専門実験・演習B	3								4.0		
エレクトロ科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			
	地学基礎実験		1			2.0						
	物理学基礎実験		1				2.0					
	地球環境学		2						2.0			
	環境計測学		2						2.0			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

9. 専門教育課程(工学部)

(1)機械工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	機械工学キャリアデザイン	1		1.0								
	機械系製図I	2		2.0								
	機械の原理・演習	2		2.0								
	工業力学I	2		2.0								
	電気基礎	2		2.0								
	機械系製図II	2			2.0							
	工業力学II	2			2.0							
	材料力学I	2				2.0						
	材料科学I	2				2.0						
	流体力学I	2				2.0						
	機械力学I	2				2.0						
	機械工作法	2				2.0						
	プログラミング基礎		2			2.0						
	材料力学II	2					2.0					
	熱力学I	2					2.0					
	機械要素設計	2					2.0					
	機械力学II	2					2.0					
	材料科学II	2					2.0					
	数値計算・プログラミング		2				2.0					
	計測工学		2				2.0					
	制御工学		2				2.0					
	流体力学II	2						2.0				
	熱力学II	2						2.0				
	3Dモデリング	2						2.0				
	3Dシミュレーション	2						2.0				
	材料力学III		2					2.0				
	エコマテリアル		2					2.0				
	医用生体工学		2					2.0				
	機械加工学		2					2.0				
	機械設計演習	2							2.0			
	伝熱工学		2						2.0			
	グリーンエネルギービークル		2						2.0			
	環境・エネルギー機械		2						2.0			
	マイクロ・ナノ加工		2						2.0			
	生産プロセス		2						2.0			
	機械工学専門実験・演習A	3						4.0				
	機械工学専門実験・演習B	3							4.0			
エレクトロ科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

―― 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

―― 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

(2)先進機械システム工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	先進機械システムキャリアデザイン	1		1.0								
	機械系製図Ⅰ	2		2.0								
	機械の原理・演習	2		2.0								
	工業力学Ⅰ	2		2.0								
	電気基礎	2		2.0								
	機械系製図Ⅱ	2			2.0							
	工業力学Ⅱ	2			2.0							
	材料力学Ⅰ	2				2.0						
	機械材料Ⅰ	2				2.0						
	基礎流体力学	2				2.0						
	機械力学	2				2.0						
	アドバンスドマニファクチャリングⅠ	2				2.0						
	プログラミング基礎		2			2.0						
	基礎熱力学	2					2.0					
	機械要素設計	2					2.0					
	アドバンスドマニファクチャリングⅡ	2					2.0					
	制御工学	2					2.0					
	振動工学		2				2.0					
	機械材料Ⅱ		2				2.0					
	材料力学Ⅱ		2				2.0					
	制御系プログラミング		2				2.0					
	センシングシステム	2						2.0				
	デジタルモデリング	2						2.0				
	3Dシミュレーション	2						2.0				
	応用流体力学		2					2.0				
	応用熱力学		2					2.0				
	材料力学Ⅲ		2					2.0				
	先端材料		2					2.0				
	医用生体工学		2					2.0				
	機械設計演習	2							2.0			
	スマートマニファクチャリング	2							2.0			
	ナノプロセス		2						2.0			
	機械制御システム		2						2.0			
	熱移動工学		2						2.0			
	環境・エネルギー機械		2						2.0			
	先進機械システム工学専門実験・演習A	3						4.0				
	先進機械システム工学専門実験・演習B	3							4.0			
専門 プロジェクト 科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

(3)航空宇宙工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	航空宇宙工学入門とキャリアデザイン	2		2.0								
	機械系製図Ⅰ	2		2.0								
	航空機の原理	2		2.0								
	工業力学Ⅰ	3		3.0								
	機械系製図Ⅱ	2			2.0							
	工業力学Ⅱ	2			2.0							
	航空宇宙基礎数学	1			1.0							
	数理モデルプログラミング	2			2.0							
	機械力学	2				2.0						
	材料力学	4				4.0						
	航空宇宙工学概論	2				2.0						
	熱力学Ⅰ	2				2.0						
	流れ学Ⅰ	2				2.0						
	航空宇宙文献調査入門	1					1.0					
	航空材料力学Ⅰ	2					2.0					
	飛行力学Ⅰ	2					2.0					
	熱力学Ⅱ	2					2.0					
	流れ学Ⅱ	2					2.0					
	振動工学		2				2.0					
	デジタルファブリケーション		2					2.0				
	航空制御工学		2					2.0				
	航空宇宙流体力学Ⅰ		2					2.0				
	航空材料		2					2.0				
	熱流体工学		2					2.0				
	宇宙推進工学		2					2.0				
	飛行力学Ⅱ		2					2.0				
	航空材料力学Ⅱ		2					2.0				
	航空宇宙構造力学		2						2.0			
	宇宙機設計概論		2						2.0			
	航空工学演習		4						4.0			
	航空原動機		2						2.0			
	航空宇宙流体力学Ⅱ		2						2.0			
	航空宇宙材料		2						2.0			
	航空宇宙構造解析演習		1						1.0			
	航空宇宙流体解析演習		1						1.0			
	航空宇宙工学専門実験・演習A	3						4.0				
	航空宇宙工学専門実験・演習B	3							4.0			
	航空宇宙グローバル演習		2							← 2.0 →		
専門 科目 シ ェ ク ト 目 ジ	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)			進級条件、卒業に必要な単位に	
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)		含めない。	

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

(4)電気エネルギーシステム工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	電気数学Ⅰ	2		2.0								
	電気数学Ⅱ	2		2.0								
	電気回路基礎	2		2.0								
	電気回路Ⅰ	2		2.0								
	電気回路Ⅱ	2			2.0							
	電気磁気学Ⅰ	4			4.0							
	電子工学	2			2.0							
	電気電子キャリアデザイン	1				1.0						
	電気回路Ⅲ	2				2.0						
	電気磁気学Ⅱ	2				2.0						
	電子回路Ⅰ	4				4.0						
	電気電子プログラミング	2				2.0						
	過渡現象論	2					2.0					
	電気計測	2					2.0					
	電気材料	2					2.0					
	電気エネルギー発生工学	2					2.0					
	電気磁気学Ⅲ		2				2.0					
	多相交流回路		2				2.0					
	電気電子コンピュータ工学		2				2.0					
	電子回路Ⅱ		2				2.0					
	半導体工学基礎		2				2.0					
	電気機器Ⅰ	2						2.0				
	電気製図		1					1.0				
	高電圧パルスパワー工学		2					2.0				
	電気法規と電気施設管理		1					1.0				
	パワー半導体工学		1					1.0				
	自動制御		2					2.0				
	電気エネルギー伝送工学		2						2.0			
	電気機器Ⅱ		2						2.0			
	パワーエレクトロニクス		2						2.0			
	エネルギーデバイス工学		2						2.0			
	電気設計		3						4.0			
	電気応用		2						2.0			
	電気エネルギーシステム工学専門実験A	2						4.0				
	電気エネルギーシステム工学専門実験B	2							4.0			
イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)				
専門ゼミ	1							1.0				
プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →			
進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。	
進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)				

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

(5)電子情報システム工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
専門科目	電気数学Ⅰ	2		2.0								
	電気数学Ⅱ	2		2.0								
	電気回路基礎	2		2.0								
	電気回路Ⅰ	2		2.0								
	電気回路Ⅱ	2			2.0							
	電気磁気学Ⅰ	4			4.0							
	電子工学	2			2.0							
	電気電子キャリアデザイン	1				1.0						
	電気回路Ⅲ	2				2.0						
	電気磁気学Ⅱ	2				2.0						
	電子回路Ⅰ	4				4.0						
	電気電子プログラミング	2				2.0						
	過渡現象論	2					2.0					
	電子計測	2					2.0					
	半導体工学基礎		2				2.0					選択必修(2科目を選択して必修とする)
	情報通信システム		2				2.0					選択必修(2科目を選択して必修とする)
	音響・映像概論		2				2.0					選択必修(2科目を選択して必修とする)
	電気電子コンピュータ工学		2				2.0					
	電子回路Ⅱ		2				2.0					
	電気磁気学Ⅲ		2				2.0					
	分布定数回路		2				2.0					
	自動制御		2					2.0				
	半導体工学		2					2.0				
	電子材料		2					2.0				
	情報通信ネットワーク		2					2.0				
	情報伝送工学		2					2.0				
	音響工学		2					2.0				
	電気製図		1					1.0				
	光情報工学		2					2.0				
	電子デバイス工学		2						2.0			
	電波工学		2						2.0			
	通信工学		2						2.0			
	音響・映像システム		2						2.0			
	電気通信法令		2						2.0			
	光・量子エレクトロニクス		2						2.0			
	電子情報システム工学専門実験A	2						4.0				
	電子情報システム工学専門実験B	2							4.0			
イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)				
専門ゼミ	1							1.0				
プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →			
進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。	
進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)				

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

(6)環境土木工学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
				1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期	
専門科目	環境土木工学入門とキャリアデザイン	2		2.0								
	測量学Ⅰ	2		2.0								
	構造力学Ⅰ	2		2.0								
	土木数理		2	2.0								
	環境土木工学設計Ⅰ	2			2.0							
	測量学Ⅱ	2			2.0							
	アカデミックライティング	1			1.0							
	構造力学Ⅱ	2			2.0							
	アカデミックドローイング	1			1.0							
	環境材料学	2				2.0						
	土質力学Ⅰ	2				2.0						
	水理学Ⅰ	2				2.0						
	測量実習・演習Ⅰ	2				4.0						
	環境土木工学設計Ⅱ	2					2.0					
	鉄筋コンクリート工学	2					2.0					
	土質力学Ⅱ	2					2.0					
	水理学Ⅱ	2					2.0					
	土木施工学	2						2.0				
	測量実習・演習Ⅱ	2						4.0				
	交通工学		2					2.0				
	構造設計学		2					2.0				
	地盤工学		2					2.0				
	空間情報工学		2					2.0				
	環境工学Ⅰ		2					2.0				
	防災工学Ⅰ		2					2.0				
	建設マネジメントⅠ		2					2.0				
	地域環境デザイン		2						2.0			
	地盤工学演習		2						2.0			
	空間情報工学演習		2						2.0			
	構造設計演習		2						2.0			
	環境工学Ⅱ		2						2.0			
	防災工学Ⅱ		2						2.0			
	建設マネジメントⅡ		2						2.0			
	環境土木専門実験・演習A	3						4.0				
	環境土木専門実験・演習B	3							4.0			
専門 プロジェクト 科目	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に 含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

10. 専門教育課程(建築学部)

(1)建築学科

科目 区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門科目	建築構造のしくみ	2		2.0								
	建築の計画とデザイン	2		2.0								
	建築基礎製図	2		2.0								
	建築環境学Ⅰ	2		2.0								
	日本建築史	2			2.0							
	建築構造力学Ⅰ	2			2.0							
	建築設備総論		2		2.0							選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築設計基礎		2		2.0							
	建築設計演習Ⅰ	4				4.0						
	建築キャリアデザイン	1				1.0						
	西洋建築史	2				2.0						
	建築構法計画	2				2.0						
	建築構造力学Ⅱ	2				2.0						
	建築環境学Ⅱ	2				2.0						
	建築エンジニアリング情報演習Ⅰ	2					2.0					
	建築計画	2					2.0					
	建築材料	2					2.0					
	建築設計演習Ⅱ	4					4.0					
	建築構造計画	2					2.0					
	建築設備学	2					2.0					
	建築施工	2						2.0				
	建築エンジニアリング情報演習Ⅱ		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	鉄筋コンクリート構造		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	鉄骨構造		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築環境設計Ⅰ		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築環境学Ⅲ		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	都市デザイン		2					2.0				
	建築デザイン論		2					2.0				
	建築法規	2							2.0			
	サステナブル都市・建築		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築構造設計		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築安全工学		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築環境設計Ⅱ		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	都市・まちづくり		2						2.0			
	建築再生論		2						2.0			
	建築総合演習A	3						4.0				
	建築総合演習B	3							4.0			
専門 プロジェクト 科目	イノベーション基礎	1					(1.0)	(1.0)				
	専門ゼミ	1						1.0				
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			含めない。

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

―― 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目

―― 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

(2)建築デザイン学科

科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門科目	建築構造のデザイン	2		2.0								
	建築の計画とデザイン	2		2.0								
	建築基礎製図	2		2.0								
	建築環境学Ⅰ	2		2.0								
	日本建築史	2			2.0							
	建築構造力学Ⅰ	2			2.0							
	建築デザイン基礎		2		2.0							選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築設備総論		2		2.0							
	建築デザイン演習Ⅰ	4				4.0						
	建築キャリアデザイン	1				1.0						
	西洋建築史	2				2.0						
	建築構法計画	2				2.0						
	建築構造力学Ⅱ	2				2.0						
	建築環境学Ⅱ	2				2.0						
	建築デザイン情報演習Ⅰ	2					2.0					
	建築計画	2					2.0					
	建築材料	2					2.0					
	建築デザイン演習Ⅱ	4					4.0					
	建築構造計画	2					2.0					
	建築設備学	2					2.0					
	建築施工	2						2.0				
	建築デザイン情報演習Ⅱ		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	都市デザイン		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築デザイン論		2					2.0				選択必修(5科目を選択して必修とする)
	鉄筋コンクリート構造		2					2.0				
	鉄骨構造		2					2.0				
	建築環境設計Ⅰ		2					2.0				
	建築環境学Ⅲ		2					2.0				
	建築法規	2							2.0			
	都市・まちづくり		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	現代建築論		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	サステナブル都市・建築		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築再生論		2						2.0			選択必修(5科目を選択して必修とする)
	建築構造設計		2						2.0			
	建築環境設計Ⅱ		2						2.0			
	建築デザイン総合演習A	3						4.0				
	建築デザイン総合演習B	3							4.0			
専門科目 英語	イノベーション基礎	1						(1.0)	(1.0)			
	専門ゼミ	1							1.0			
	プロジェクトデザインⅢ	8								← 8.0 →		
その他	進路セミナーⅠ		1				(1.0)	(1.0)				進級条件、卒業に必要な単位に含めない。
	進路セミナーⅡ		1					(1.0)	(1.0)			

備考：自学科の「専門科目」区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

- 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目
- 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目

11.全課程から提供 リベラルアーツ系科目
(1)文理横断

する教育課程	授業を提供	科目区分	授業科目名	単位		週授業時間数								備考
				必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
						前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期	
修学基礎教育課程	英語	リベラルアーツ系科目 文理横断	日本文学の世界		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	履修クラスによって開講学期が異なる。
			人間と哲学		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			法と社会		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			経済と社会		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			こころのはたらき		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			グローバル社会(ヨーロッパ)		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			グローバル社会(アジア)		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			芸術へのアプローチ		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			科学技術と社会		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			技術者のためのコミュニケーション		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			企業の組織と戦略		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			日本国憲法		2					(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	
			韓国語入門		2					(2.0)		(2.0)		
			国際関係論		2			(2.0)		(2.0)		(2.0)		
危機管理論		2			(2.0)		(2.0)		(2.0)					
基礎教育課程	専門	プロジェクトデザイン	指定放送大学科目										指定放送大学科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。	
			生涯学習特別科目											生涯学習特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。
			外国語特別科目											外国語特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。
			AIプログラミング入門		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	数理特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。
			AI応用I		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			AI応用II		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			ビジネスデータサイエンス		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			データサイエンス応用		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			数理特別科目											
			IoT基礎		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			IoTプロトタイピング		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			IoTプログラミング入門		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			ドローンプログラミング		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
			IoT応用		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	
ロボティクス基礎		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)				
情報ネットワーク基礎		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)				
ネットワークセキュリティ		1	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)				
国際教養理工学課程	国際教養理工学課程	プロジェクトデザイン特別科目											プロジェクトデザイン特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。	
		専門教養特別科目											専門教養特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。	
		グローバルPD		2		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)		
		未来学		2			(2.0)		(2.0)		(2.0)			
		コンセプトual思考		2			(2.0)		(2.0)		(2.0)			
		感性とデザイン		2			(2.0)		(2.0)		(2.0)			
		サステナブルイノベーション		2				(2.0)		(2.0)		(2.0)		
		科学技術と人・社会		2				(2.0)		(2.0)		(2.0)		
		国際教養理工学特別科目											国際教養理工学特別科目の取扱いは、修学規程第9条に定める。	

備考：（ ）印は、当該学期にそれぞれ開講することを示す。
—— 高一種免（工業）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、工業に関する科目
—— 高一種免（情報）の教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、情報に関する科目

(2)専門探究

英語科目、数理基礎科目及び専門科目の各当該科目区分において、卒業に必要な最低単位数を超えて修得した単位及び他学科専門科目の単位は、「リベラルアーツ系科目 専門探究」の単位として扱う。

教職に関する科目(学部共通)

(金沢工業大学学則 別表第2 教職に関する科目(学部共通)(第18条の2関係))

区分	授業科目名	単位		週授業時間数							
				1年次		2年次		3年次		4年次	
		必修	選択	前学期 1学期	後学期 2学期	前学期 3学期	後学期 4学期	前学期 5学期	後学期 6学期	前学期 7学期	後学期 8学期
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2			2.0						
	教師入門セミナー	2			2.0						
	教職概論		2							2.0	
	教育制度論	2						2.0			
	教育心理学	2				2.0					
	学習・発達論		2				2.0				
	特別支援教育概論	1				1.0					
	教育課程論	2					2.0				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践※1		2			2.0					
	総合的な学習の時間の指導法	1						1.0			
	特別活動の指導法	2				2.0					
	教育方法・技術論(情報通信技術の活用を含む)	2						2.0			
	生徒・進路指導論	3							3.0		
	教育相談	2						2.0			
教育実践に関する科目	教育実習(事前・事後指導)	1								←1.0→	
	教育実習I	2								←2.0→	
	教育実習Ⅱ※1		2							←2.0→	
	教職実践演習(中学校及び高等学校)	2									2.0
教科及び教科の指導法に関する科目	工業概論※2		2			2.0					
	職業指導※2		2							2.0	
	工業科教育法※2		4						4.0		
	情報科教育法※3		4						4.0		
	数学科教育法I※4		4					4.0			
	数学科教育法Ⅱ※5		4						4.0		
	理科教育法I※6		4					4.0			
	理科教育法Ⅱ※7		4						4.0		
大学が独自に設定する科目	介護等体験(事前・事後指導)※1		1			1.0					

- ※1 中学校の教員免許希望者は必修とする
- ※2 高等学校(工業)の教員免許希望者は必修とする
- ※3 高等学校(情報)の教員免許希望者は必修とする
- ※4 中学校(数学)、高等学校(数学)の教員免許希望者は必修とする
- ※5 中学校(数学)の教員免許希望者は必修とする
- ※6 中学校(理科)、高等学校(理科)の教員免許希望者は必修とする
- ※7 中学校(理科)の教員免許希望者は必修とする

教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目